

平成29年第3回大衡村議会定例会会議録 第1号

平成29年9月5日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（13名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一
11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ
14番 細川 運一		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

皆さんに議長より申し上げます。ただいま本村ではクールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いで対応していただいて結構でございます。執行部におかれましても、そのようにお願ひいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しますので、これより平成29年第3回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び監査委員から提出のあった例月出納検査結果についての報告書は、お手元に配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、報告文書表のとおりであります。各報告書は議員控室に備えておりますので、縦覧を願います。

陳情書については、配付しております陳情書文書表のとおりでありますが、配付のみとさせていただきます。ご了承を願います。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査にかかる報告を行います。各委員長に報告を求めます。山路澄雄総務民生常任委員長、登壇願います。

〔総務民生常任委員長 山路澄雄君 登壇〕

総務民生常任委員長（山路澄雄君） 総務民生常任委員会の調査報告を行います。

まず最初に、他県への行政視察について報告いたします。

本委員会が閉会中に継続調査として行った所管事務調査については次のとおりでありますので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事件、福井県越前町。内容は、移住・定住促進等の空き家対策についての取り組みの状況を視察してきました。

越前町では、過疎化により空き家が非常に多くなってきたということで、移住対策のため、関西圏から新しい移住者を呼び寄せるため、居住体験施設M o h a g e （モハージュ）を建設して、体験的移住を推進しております。

越前町の概要は、面積が153.15平方キロメートルです。人口が2万1,021人ですが、平成29年5月の推計でございます。人口密度が137人／平方キロメートルです。そのように人口密度がなっています。町の木が竹で、町の花が水仙、町の鳥がカモメ、町の魚が越前ガニということです。

福井県嶺北地方の西端に位置する、日本海に突き出た越前岬のある町でございまして、歴史的に越前焼陶器の産地として知られ、現在も数多くの窯元が所在します。

2005年、平成の大合併の際に旧越前町、朝日町、宮崎村、織田町が合併し誕生しました。

町の課題は、抱負な観光資源を有し、年間200万人近い観光客が訪れる越前町ですが、昭和60年をピークに町域の人口そのものは一貫して減少傾向にあります。平成22年ごろから世帯数も減少を始め、人口減少、空き家問題が深刻化しています。

空き家対策の計画ですが、既に全町の1割を超え、これからも人口減少や高齢化によって急激に増加することも予想され、空き家問題に対応すべく「越前町地域ぐるみ空き家対策の推進に関する条例」に基づき、安全安心で快適に住み続けられる生活環境の保全や移住・定住の促進などを総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成29年に越前町空き家対策計画を策定しました。平成29年度から平成38年度までの10ヵ年を計画期間として、中間見直しを行うこととしております。

今後の対策としては、「予防」「実態・所有者意向の把握」「利活用」「管理不全空き家対策」が重点項目として挙げられています。特に推進すべき事業としては、次の4点を掲げています。「現在の空き家所有者だけでなく、次の世代を含めた意向調査」「管理不全な空き家の処分、活用が困難な空き家・空き地の活用についての検討」「空き家の売却や修繕、解体除去の要望に応え得る総合的な支援制度の創設」「空き家を活用した移住・定住の促進」。その他、管理不全の空き家対策として、特定空き家に対する行政措置の明確化なども対策項目に挙げられています。越前町においては、代執行による家屋撤去の実績があります。

また、町への移住や就業を希望する町外在住者で、越前町が提供する暮らしの体験プログラムや、地域住民との交流に参加する意思のある方に向けて、居住体験施設を整備しています。越前地区の海辺体験施設「M o h a g e （モハージュ）」と、宮崎地区の里山体験施設「L a u g h - 1 a （ラフーラ）」の2施設が存在します。施設は空き家を活用し、リフォームは国の助成を活用して行っています。この施設での生活体験後に移住を決めたという世帯が複数いるとのことです。

まとめとして、本村の人口は現在緩やかな増加傾向にあります。しかし、総体としては増加傾向にあるといえども、地域間では条件が全く異なる。今回視察した越前前も中央の朝日地区は工業団地の整備が進んでいるが、沿岸の越前地区には町全体の空き家の5割が集中するといった格差が生じています。越前地区では管理不全の家屋での火災などの危険も生じています。

本村でも地域ごとにきめ細やかな情報収集と分析を行い、定住促進等により、空き家の発生を予防していく必要があります。なお、現在大衡村でも空き家が点在するような状況であります。越前町のあり方も十分に研究していく必要があると思います。

次に、滋賀県彦根市、7月6日の調査でございますが、彦根市の概要は面積が196.87平方キロメートル、人口11万3,710人でございます。人口密度は578人／平方キロメートルです。

彦根市は滋賀県北東部に所在する市で、気象台や国立大学、裁判所支部などといった各種機関が市内に集中し、商工業の中心地であるなど、県東部の中核的機能を果たしている。井伊彦根藩の城下町、中山道の宿場町として江戸期を通じて発展してきた。

今回視察いたしましたのは、湖東圏域定住自立圏構想と湖東圏域公共交通活性化協議会を重点的に視察してきました。一定の条件を満たす中心市と周辺市町村が定住自立協定を結び、連携・役割分担を行うことで、地域の活性化を目指す取り組みが定住自立圏構想である。

湖東地域（彦根市・愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）でも彦根市を中心として、地域の活力を維持・向上させるための取り組みである湖東圏域定住自立圏形成協定が平成21年に締結され、自立圏形成協定に基づき、湖東圏域の公共交通の確保・維持・改善のための調査研究と連絡調整の機関として設置されたのが、湖東圏域公共交通活性化協議会である。

特徴的な事業は、予約型乗合タクシー、「愛のりタクシー」と通称言われていますが、予約型乗合タクシーとは、一般のタクシー車両を利用するが、路線バスと同じように運行時間やルートが設定され、予約があった場合のみ運行する小型バスのような運行形態のものを言う。この愛のりタクシーは、この種のタクシーとしてはやや特殊で、バス停までしか行かないといった、その他の公共交通と利用者を食い合わないような路線設定ではなく、病院や量販店などへ直接向かうシステムをとっています。これは、愛のりタクシーの運行主体と市バスの運行主体が同じ系列会社であるからできるというものだそうです。

湖東圏域公共交通活性化協議会が主体となって運営している愛のりタクシーは、行政が

広域的な情報収集、需要の確認を行い、スケールメリットを行かした運営を行い、利用者数は伸び続けている。愛のりタクシーと相互補完的な機能を持つコミュニティーバスの利用者数も近年増加傾向にあり、JR西日本東海道本線や西武グループの近江鉄道が通る彦根駅とも連携をとりつつ、住民に公共交通機関を使用してもらうマネジメントが成功していることを思わせる。ただ、愛のりタクシーの利用者数の増加は、各市町の行政負担の増加ももたらしており、乗合率の向上などが期待されております。

まとめとして、自治体単位にとどまらず広域的に実施することで、行政サービスを効率よく提供するシステムであると感じた。また、免許返納者には愛のりタクシーかコミュニティーバスの無料券を配付するといった複合的な手段で公共交通の利用率向上の安全への方向づけを行っている点にも感心した。村でも高齢者タクシー利用助成を実施しているが、今後利用率やサービス向上を考える際のヒントになると思います。

黒川圏域、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、この黒川郡圏域が協力して、やはりもう一度新たな交通手段を考えいかなければならない時期だと、そのように考えます。高齢者の方の足の確保、それから高校生、大学生等の通学の便を考えると、やっぱり広域の取り組みが課題であると考えます。

次に、委員会の調査報告書でございます。

所管事務の調査を行いましたが、平成29年7月19日、調査事件は所管事務について、それから障害者福祉施設の運営について、パン工房わ・は・わ、わ・は・わ味明、わ・は・わ大郷の現地調査を行いました。この社会福祉法人は現在工事中でございますが、来年度より大衡村の障害者福祉にかかる福祉法人でございます。その現状の運営の状況を視察してきたわけでございます。

それから、所管事務についてはここに記載のとおりでございますので、皆さん方、ごらんになってください。以上でございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘産業教育常任委員長、登壇願います。

〔産業教育常任委員長 早坂豊弘君 登壇〕

産業教育常任委員長（早坂豊弘君） それでは、産業教育常任委員会の調査報告書を報告したいと思います。

最初に、行政視察報告を行いたいと思います。期日は、平成29年7月11日から13日に行ってまいりました。視察先は愛知県小牧市、春日井市、三重県の多気町であります。参加者は私を含め、5名の委員と議長ということで7名であります。随行者に職員が2名同行

しております。

まず、愛知県の小牧市と春日井市に行った経緯なのですが、大衡村に進出が予定されておりますCKD株式会社、この大衡工場ができるということもありまして、そこに表敬訪問させていただきました。愛知県の小牧市は本社と本社工場があります。そして、大衡村で生産されるものをつくっているところが春日井市ということでありまして、2カ所を訪問させていただきました。

CKDという会社は、戦闘機部品を戦前つくっておりまして、その後中京電気と名前を変え、いろいろ精密機械をつくっている会社でございます。この会社は、その手先の器用さを生かしながら、自動機械装置あるいは精密機械の半導体製造に組み込まれる機械の製造、そして薬品包装機などを生産しております。特に薬品包装機に関しては、国内シェアの80%という実績を示しております。国内に4工場と東南アジアにも進出している会社であります。

大衡の新工場に関しては、第2仙台北部中核工業団地に建設が予定されている中で、工場の規模は敷地面積3万6,000平方メートル、建物の鉄骨2階建てで延べ床面積が1万4,000平方メートルで投資額は65億円となっております。従業員に関しては100人程度を見込んでおり、多くを地元から採用すると常務からお話をいただいてまいりました。ことし秋ごろの着工で、平成31年2月工場完成となっております。そして、同年の4月から操業を開始すると聞いております。

講評と総括の中では、まず話の中から出てきたことが、リスク分散型の観点から東北への進出が行われると。その中でも、この大衡村の北部工業団地が最適地であると判断し、CKD会社さんは大衡村に新工場を築くということで話されました。本村でも税収の、そしてあるいは雇用の確保の点から、その辺を期待し、議会としても役職員との交流はもちろんありますけれども、進めることに本当に前向きに考えていきたいなと思っております。

続きまして、三重県多気町に行ってまいりました。多気町に関しては、まず一つは、三重県の中央に位置する町でありまして、人口は1万5,000人、税収のほとんどはシャープ工場が中心となっておりまして、今はちょっとシャープがなかなか経営的に厳しいところでありますけれども、シャープの主力生産地となっております。

社会教育が盛んなところということで、多気町の多気町立勢和図書館がいろいろな新聞等あるいはニュース等でも取り沙汰されているわけなのですが、それを知りたいというこ

とで行ってまいりました。3世代交流拠点ゆとりの丘の中核施設「多気町ふるさと交流館せいわ」内に、いろんな本との出会い、人との語らい、心を結ぶ場を目指して開園しております。

図書館は、単に図書を貸し出すところではなくて、司書を置いて、その司書を中心として地域との結びつき、そして子供たちや大人を育て、紡ぐ場所ということです。そして、社会教育の拠点として展開している場所であります。

町内に7校ある小中学校全てに学校司書を配置しており、図書館に4名ずつ配置されている司書と学校の先生たちが連携して活動しており、子供たちからなどの相談もその場で対応している図書館であります。

講評・総括といったしましては、地域の社会教育の拠点としての図書館の活用に関して、本村でも参考にすべき点が多く見られました。町内の7校全てに図書館司書を配置していること。その人件費は自主財源でやっていると。教育に対する町の本気度を感じてまいりました。子育て日本一の村を標榜する本村ですが、経済的支援だけでなく、教育的支援にも取り組んでいく必要性を私たちは感じてまいりました。

次に、多気町の、これも有名なのですけれども、6次産業化の取り組みということで、「まごの店」を観察してまいりました。

多気町農業公園ふるさと村内に設置されているレストランは、三重県立相可高校の食物調理課の生徒が運営する通称「高校生レストラン」、高校生が運営しながら、高校生が料理をつくっているレストランであります。教育実習施設としての役割もきちんと果たしているということであります。そして、連携しているのが、農産物直売所「おばあちゃんの店」、隣にあったのですが、その「まごの店」と連携しながら、地産地消に貢献していると。おばあさんたちがつくった野菜を孫の世代である高校生が料理して、そのレストランで調理しながら出すということであります。

ここで注目したいのが、ドラマにもなったのですけれども、卒業生のレストランで働いている、あるいは実習している生徒の就職率がすこぶる高いと。100%に近い99.7%を誇っているということであります。これは、今就職難の時代にすごいなと感じてまいった次第であります。

そこで、講評・総括を申し述べれば、そもそも村内に高校がない本村では、事例をそのままトレースはできないものの、役場・高校・地元の三者が共同して取り組んでいる事例は、参考にできる点も多いように思われます。地域づくりには、やはり複数の視点が重要

であると私たちは感じた研修でありました。すごく実りのある研修だったと思います。

続きまして、本委員会の委員会調査報告書を述べさせていただきます。

調査事件、所管事務調査。請負工事の進捗状況、そして各課からの所管事務であります。ページの中で抜粋しながら説明させていただきます。

まず、産業振興課所管分の請負工事の進捗状況であります。万葉まつり舞台プロデュースの委託が291万6,000円、進捗状況は25%。大蛸用排水路不動産鑑定業務51万6,240円、70%の進捗状況であります。

都市建設課で大きいものの抜粋なのですが、大瓜南側線改良工事4,764万5,280円、100%で終わっております。塩浪地区住宅団地緑地整備工事2,306万160円、100%とこれも終わっております。

次のページに移ります。

産業振興課、平成29年度の行政区ごとの生産調整であります。農家戸数が474戸、そして基本面積が1,077万3,445平方メートルです。それに対して生産目標額が426万2,989平方メートル。達成率が16.15%、100%より上回っているということで、達成超過となっております。下が、大体その転作されている作物の使用状況と面積を書いております。

あと、放射性物質汚染牧草の集積について、一時保管状況について簡単に書かせてもらいました。一時保管所の放射性レベルの測定値は、0.05マイクロシーベルトということで特に問題はない、平均値と同じであるということでありました。

そして、イノシシ、熊の出没状況も載せましたけれども、やはりふえております。平成29年度有害鳥獣出没・通報記録が紹介されて、イノシシが24件、熊が13件であります。これは住民や自治体などからの通報であります。

次のページに入ります。

これも産業振興課であります。鳥獣被害対策実施隊活動状況、括弧内は延べ日数とか人數がどのぐらい出たかということでありまして、その脇を読ませていただきますと、活動手当は3ヶ月間でこの人數で49万8,000円であります。イノシシは大瓜の京塚、沼田、その他もろもろの4頭の捕獲実績が出ております。

次に、都市建設課、遊水池事業。測量調査に伴う土地立ち入りについて。項目だけ述べます。吉田川周辺測量の作業内容も予定されております。次に、武林川・善川周辺測量の作業内容、これも予定に入っております。

仙塩広域都市計画用地地域の変更についてでありますけれども、中央平地区の工業専用

地域と第一種居住地域を0.2ヘクタールずつ変更し、開発を容易にするということになっております。

次に、教育委員会。平成29年度体育・社会教育施設利用実績について。そして、学校教育について少し触れます。

小学校では学力向上研究指定校事業を実施中であります。教育委員会では学力向上先進校の視察研修を実施しております。これは秋田県の東成瀬村に行っております。

平成29年度いじめ不登校の状況、これは平成29年6月の報告であります。資料を後で読んでみてください。

次、大衡小学校中間公開研究会について報告させていただきます。平成28年から30年度、宮城県教育委員会学力向上研究会の指定校事業となっております。教育委員会、大衡村立大衡小学校中間公開研究会、テーマは学ぶ楽しさ、わかる喜びを感じながら学習に取り組む児童の育成であります。期日は平成29年11月21日火曜日、学年は2年生と3年生、5年生であります。

平成29年度学び支援コーディネーター等配置事業につきまして、県教委の事業を活用し、生徒が自主的な学習を継続して行う場を設定し、学習習慣と基礎基本の定着を図り、学力向上につなげていくうたっておりました。対象は中学生、時間は放課後や長期休業中、3年生などは40名の参加実績もあります。

新学習指導要領。新学習指導要領の完全実施、小学校、平成32年度、中学校平成33年度。大きな改訂は、小学校における英語の教科、3年生、4年生において外国語活動35時間、5、6年生が外国語70時間を授業するということになっております。

最後に、現地調査を報告したいと思います。現地調査は、県道大衡仙台線（宮床工区）を現地調査させていただきました。ここにも書いてありますとおり、宮城県仙台土木事務所職員による説明を受けましたけれども、平成30年度完了を目指して、宮床道路の改良事業を継続しているところであります。大分工事は進んできたものと認識しております。

そしてもう1件、大和町の獣害防止柵、つまりワイヤーメッシュ柵であります。これを現地調査してまいりました。平成28年度に整備された、近隣では新しい防護柵、総延長1万7,300メートル、たまたまいらした清水地区の区長から現状の所見を聞くことができました。その内容は、柵をつくってもなかなか大変だよという話であります。

以上で報告にかえさせていただきます。

議長（細川運一君） 小川宗寿広報広聴常任委員長、登壇願います。

[広報広聴常任委員長 小川宗寿君 登壇]

広報広聴常任委員長（小川宗寿君） お手元に配付しております報告書に沿って報告を申し上げます。

住民と議会との懇談会ということで、会を重ねることが今回で第7回ということになりました。これまで議会としては、住民の方から行政に対する要望等々についてあったわけですが、今回に限ってはテーマを設定し、住民の方からご意見を伺うというような設定でやりました。議員定数、議員報酬等々についての意見交換あります。

これは、議会活性化特別委員会からの付託案件でもありますので、今回はこれをおおむね主とし、また行政の報告、希望というような意見交換をあわせながら、時間設定は1時間半、日程的には7月31日から8月8日までということで、おおむね連続7日間の2班編成で、それぞれ委員の所見をダブらないように、ということは議会の委員の中でもそれぞれ現状維持派と、そしてまた削減というようなご意見を持つ方々ということで、おおむね2つに分かれていることから、その辺の意見の偏りがないように班編成に重点を置きました。

懇談会の周知方法ですが、今回も区長の手渡し方式ということで、折り込みじやなく、これも区長のご協力をいただきながら毎戸配布をしたところであります。

懇談会の内容は、先ほど申し上げたとおり、テーマを設定していくながらも、これまでの議会の報告と議員報酬等々についての県内21町村の現況ということで、大衡村議会の議員報酬がどの位置にあるか、あるいはどのような考え方で定数が設定されたかというような報告をしながら懇談会に臨んだところでもありました。

また、質疑応答あるいは意見交換ということでいろんな意見は出たのですが、皆様にご協力いただき、85%のアンケート調査を回収したところ、次のページになりますが、円グラフで示したとおり、定数においては今回の住民の方々の参加者は111名と、昨年から比べますと11名増ということで、若干女性の方の出席人数が欠けていた部分もありますが、議員削減の部分は、全体を100と見た場合、37%が定数削減、あるいは現状維持が29%の微妙なところの定数削減についてのご意見が頂戴できたというのが現状であります。

また、先般報告の部分でもありましたが、削減のほうが大幅に上回っているのではないかというご意見もありましたが、広聴常任委員会のほうでは3度にわたるアンケート、あるいは意見聴取の精査をしたところ、この円グラフに示す内容となったわけでありますので、この辺をご理解いただきたいと思います。

定数を削減すべきとする参加者の主な意見としては、定数2名削減でも議会が運営できると判断するなら削減し、報酬を上げればよい等々の内容があり、逆に定数を維持すべきとする考え方の者ということで、住民の声を聞くのには一定の議員定数が必要である、定数を減らせば、執行部への監視機能が弱体化するのではないかと懸念するような意見もございました。

2点目として、議員報酬の内容についてであります、お示しのとおり、全体を100とした場合、57%の方々が増額すべき、現状維持は13%と乏しく、その他ということで30%の方々がいろんな意見を持っておったように記録しております。

こういった資料に沿って説明しているわけですが、これは最終的に議員定数については、我々議員相互の確認あるいは意見ということで、定数設定は次回の改選期からの議員定数の設定でありますけれども、報酬に関しましては、村長部局である報酬審議会で審議されるということでありますので、十分村長にもこの報酬についてのアンケート結果を精査していただいた上で、慎重審議、この辺の報酬についてのご提案などあってもいいのかなどいうふうに、議員各位それぞれ心にしているところでもあります。

また、村への意見あるいは要望ということで、これまでどおり各課所管的な部分に、議長を通し執行部へ提出し、それぞれ要望等のお伺いを立てておりますので、これがそれぞれまとまった部分については、次回発行されます議会広報のほうに編集しながら掲載というような形になります。

また、次のページでありますが、これまでの住民参加ということで、7日間の各行政区の男性、女性それぞれの参加者の人数を一覧しております。また、棒グラフに挙げたとおり、平成23年第1回目から第5回目までは私たち議員の親睦会が主催あるいは経費というような部分に算出して、企画した住民懇談会でありましたが、第6回、第7回、今回は村の執行の予算の中に十分予算を含まれながら、村予算の中で今回の意見交換というような場の設定になったこともあわせて報告したいと思います。

最終ページになります。住民との参加型の分析といたしましては、おおむね60代が約半数近く、45%、70代の方が24%と、若い方々の参加がなかなか見られないというような部分については、私たちこの委員会としてもしっかりと今後の、若い方々の意見がどのような形にしたら周知でき、そして意見が聴取できるのか、大きな課題が残されているところであります。

反省事項4点ほど並べてありますが、その旨、記載の内容にかえさせていただきたいと

思います。

議会として今後の課題であります、年齢層がほぼ固定化しているという部分を大きな課題とし、若い方々や女性の方々から意見を吸収できるような懇談会にし、また諸団体の方々と我々議会のほうから申し入れをしながら意見交換ができるような場を設定するなど、これから議会活性に含まれる内容を、一人でも多くの方々から建設的な意見、そしてまたご批判なり、そういうような評価される部分も真摯に受けとめながら、議会だよりを初めとする広報活動を充実させ、次世代に向け議会活動の魅力を発信していきたいと考えております。以上、報告であります。

議長（細川運一君） 次に、塩浪地区住宅団地整備調査特別委員会における中間報告を行います。

石川 敏委員長、登壇願います。

〔塩浪地区住宅団地整備調査特別委員長 石川 敏君 登壇〕

塩浪地区住宅団地整備調査特別委員長（石川 敏君） それでは、続きまして塩浪地区住宅団地整備調査特別委員会の中間報告を行います。中間報告につきましては、前回、昨年12月に1回中間報告を行っておりますが、それ以降の調査につきまして報告いたします。

報告書のページをめくっていただきまして、2ページから報告したいと思います。

委員会の開催の状況でございますが、前回まで、第7回までの委員会の調査を報告いたしております。今回につきましては、第8回、第9回、第10回と3回部分の委員会について報告いたします。

まず、第8回の委員会、平成29年2月6日でございますが、正副委員長の選出を改めて行っております。前委員長が斎藤一郎委員長でございまして、辞職をしておりますので、正副委員長選任を改めて行っております。そこで、私石川 敏が委員長、副委員長に早坂豊弘委員を選任しております。

次の第9回委員会、平成29年2月27日でございました。調査内容につきましては、請負工事の進捗状況、現地調査も行ってございます。この時点では平成28年度の各種請負工事につきまして、工事の進捗がおくれておりました道路の改良工事、舗装工事、上水道工事、下水道工事、防火水槽工事、それからごみ集積所工事、緑地整備工事、公園整備工事、合わせまして14件の請負工事、請負金額3億1,651万2,000円でしたが、これらにつきましては年度内の3月31日まで完了しませんで、5月31日まで延長ということで、平成29年度への繰り越しを行っております。

それから一番下ですが、住宅団地整備している区域、これを字の区域を新たに画すると

いうことで、名称がときわ台南ということで、これは3月定例会に提案されまして承認されております。

次のページ、宅地の販売についてであります。宅地の販売業務につきましては、宮城県の住宅供給公社へ業務委託ということに予定されておりまして、平成29年度から平成31年度まで3年間の委託契約の予定でございます。それで、3年間の委託金額は6,845万7,000円の予定でございます。

それから、宅地販売の価格につきましては、平方メートル当たり2万4,000円、坪単価で7万9,200円としますけれども、その所在の画地の評価によって単価の増減を行うというような内容がありました。

それから、第10回委員会、平成29年8月8日でございます。このときも請負工事の進捗状況、現地調査を行っておりますが、繰り越ししました工事のうち、さらに工期内に完了しない工事が何件かありました。道路の改良工事、それから上水道、防火水槽、公園整備工事、これらについてはさらに工期を延長しております。

次に、宅地の販売につきましては、平成29年度分の宮城県住宅供給公社との契約であります、6月23日に契約締結いたしております。委託金額1,883万880円でございます。委託の期間につきましては、6月26日から来年、平成30年3月31日までということでございます。

それから、今後の事業のスケジュールでございますが、ごらんのように工事完了が今月9月末と予定されております。それを受けまして、現地の見学会、さらには申し込み受け付けの開始、9月25日から予定されてございます。その後、現地の販売事務所開設、さらには随時の申し込み受け付けを開始して、12月ごろから土地の売買契約を締結したいというような予定でございます。

最後に、調査の結果でございますけれども、まず請負工事の進捗の状況であります。平成28年度から平成29年度まで繰り越しいたしておりますけれども、その後さらに再度工期を延長しているという状況でございます。敷地の造成工事もそうでしたが、やはり当初の工期の設定、積算の段階できちんとした工期を設定すべきではないのかなと感じられました。

それから、宅地の販売業務につきましても、県の住宅供給公社に委託しておりますが、これも当初の販売スケジュールの計画がございます。それに従って、予定どおり販売業務の遂行をなされるように対処されたいと感じられました。

以上で中間報告といたします。

議長（細川運一君） 以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に本委員会の報告を求めます。佐々木春樹議会運営委員長、登壇願います。

[議会運営委員長 佐々木春樹君 登壇]

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

本日招集されました平成29年第3回大衡村議会定例会の運営に関して、去る8月25日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出議案が19件であります。内訳は、同意1件、条例の一部改正について2件、平成29年度各種会計補正予算について7会計、報告について1件、平成28年度各種会計決算認定について8会計となっております。

議案審議に先立ち、一般質問を行うこととします。一般質問は9名の議員から14件の質問が通告されております。

本定例会の会期につきましては、日程案のとおり、9月5日、6日、7日及び14日に本会議を開催し、決算審査特別委員会は9月8日、11日、12日、13日及び14日の予定であります。したがって、日程は本日から14日まででありますが、14日は決算審査特別委員会の最終日として総括質疑及び採決を行う予定です。決算審査特別委員会終了後に本会議を開き、決算審査特別委員会報告、平成28年度各種会計決算認定についての採決、その他議案を審査し、本定例会を閉会とするものであります。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期は、本日から14日までの10日間とすべ

きものと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月14日までの10日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月14日までの10日間と決定をいたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第3回大衡村議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中でご出席をいただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

ここに招集の挨拶並びに提案理由のご説明をさせていただきます。

まず、これまでの事業等の報告になりますが、6月30日、岩手県金ヶ崎町との災害相互応援協定を締結しております。内容といたしましては、食料品を初めとした物資等の供給、職員の派遣、収容施設の提供、自主応援などの各項目について災害発生時に相互の応援を行うこととしております。今回の協定締結により、それぞれの災害体制の確立がなお一層図られるものであります。

7月5日には、九州北部で記録的な豪雨に見舞われました。特に被害の大きかった福岡県や大分県では道路の損壊や埋没が790カ所にも上り、40名を超す死者・行方不明者が発生いたしまして、大量の流木や土砂などにより、家屋被害も発生するなど大規模な災害となっております。また、東北地方においても7月22日から23日にかけて降り続いた大雨により、秋田県内の雄物川が氾濫し、570棟を超える家屋が床上・床下浸水となる災害が発生しております。

報道では九州豪雨の要因として、同じところで積乱雲が連続して発生し、この積乱雲が重なり線状降水帯となったことにより、福岡県朝倉市では24時間の降水量が545ミリにもなる観測史上最大の豪雨になっており、一方秋田県においても停滞した前線に向けて温かく湿った空気が流れ込んだことにより、降り始めからの総雨量が300ミリを超えた箇所もあり、いずれにおいても異常気象の一言に尽きるのではないかと考えているところであります。

ます。また、道路の寸断や土砂崩れ、河川の氾濫により孤立した集落も発生するなど、改めて自然の猛威を感じさせられたもので、被災地の一日も早い復旧を切に望む次第であります。

7月10日、県庁において株式会社CKD、県、村との三者で立地協定を結んでおります。先ほどの行政視察の報告にもありました。生産拠点のリスク分散を図るため、東北地方へ初めてのCKDの立地となり、平成31年の工場完成に向けて、これから建築が進められていくもので、今回の企業立地により、富県宮城の実現に向けて、さらに加速するのではないかと期待を感じているところであります。

また、昨年から大衡工業団地に建築が行われておりました全農物流の施設が完成し、15日に竣工式が予定されております。施設稼働後には、主に宮城県産の米を取り扱うことが予定されており、本村がさらに流通の拠点となるものではないかと期待しているところであります。

8月19日に開催いたしましたおおひら万葉まつりは、時折霧雨の降るあいにくの天候ではございましたが、村内外から約6,700名のご来場者があり、盛会裏に終了しております。今回は、南部木遣節に合わせ、豪華絢爛な盛岡山車の巡行や、子供向けのショーを中心に祭りを構成したもので、今後も実行委員会においてあらゆる方面から検討を加えながら、より多くの皆様方に楽しんでいただけるような祭りを開催してまいりたいと、このように考えているところであります。

間もなく収穫期となります稻作は、8月30日に東北農政局から作柄概況が発表され、8月15日現在では宮城県全域において「やや良」になる見通しだとなっております。しかしながら、8月2日に梅雨明け宣言が出されたものの、その後連日のように雨の日が続き、極端に日照の少ない夏となっていました。品質の低下など農作物への影響が懸念されるところでございます。

第64回村民体育大会は、9月3日開催されました。久しぶりの晴天にも恵まれまして、多くの住民の皆さんのが参加のもと、14地区対抗の真剣勝負の中にも、和気あいあいとした雰囲気の中、ことしは蕨崎地区の二連覇ということで大会を無事終了することができております。しかし、入場門の看板が落下したことにより、小学生や大人の方9名が頭や腰に軽症を負う事故が発生しました。被害を受けられました皆様には、大変申しわけなく、おわびを申し上げる次第でありますが、今後はこのようなことが起こらないようにあらゆる事態を想定しながら、万全の体制で臨みたいと、このように考えているところであります。

ことし75歳以上の敬老を迎える方は、9月1日現在で855名であります。本村発展の礎を築かれました先輩の皆様方に敬意を表し、村民の皆様とお祝いを申し上げる敬老会は、来る16日土曜日に開催いたしますので、どうか議員各位のご出席についてもよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

さらに、9月21日から30日までの10日間、県下一斉に秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。運動期間中は、中央交差点での街頭指導などを開催し、交通安全啓発活動を推進してまいりますので、議員各位におかれましても、各種行事へご協力を賜りますようにお願いを申し上げる次第であります。

また、本日で交通死亡事故ゼロの日数が450日となりますので、この日数がさらに上積みされますように、そして悲惨な交通事故を大衡村から1件でも減らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら交通安全運動を積極的に推進するものでございます。

以上、これまでの経過、それから今後の行事予定等々の報告を申し上げさせていただきましたが、本定例会に提案いたしました案件は19件であります。

同意第14号は、大衡村教育委員会教育委員の任命について同意をお願いするものでございます。

議案第43号は、大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、一般廃棄物処理手数料の改正を行うものでございます。

議案第44号は、大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、給水区域にときわ台南を追加するもので、あわせて字句の改正を行うものであります。

議案第45号は、平成29年度一般会計予算に2億3,228万4,000円を追加するもので、歳入の主なものは固定資産税、国庫補助金、繰入金及び繰越金の増額、並びに地方交付税及び村債の減額など、歳出は保育所改裝事業補助金、大蛸用排水路、それから小学校体育館改修、中学校の敷地整備に、この3点に係る工事請負費などを計上するものでございます。

議案第46号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に1,114万5,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は償還金及び予備費の増額であります。

議案第47号は、下水道事業特別会計予算の補正で、歳入予算の組みかえを行うものでございます。

議案第48号は、介護保険事業勘定特別会計予算に2,708万3,000円を追加するもので、歳入は支払基金交付金、県支出金、介護サービス計画収入及び繰越金の増額など、歳出は保険給付費、地域支援事業費、諸支出金及び予備費の増額であります。

議案第49号は、個別合併処理浄化槽特別会計予算の補正で、歳入歳出の組み替えを行うものであります。

議案第50号は、後期高齢者医療特別会計予算に94万4,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は広域連合納付金及び諸支出金の増額などでございます。

議案第51号は、宅地造成事業特別会計予算の補正で、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

報告第5号は、財政健全化法に基づき、健全化判断比率並びに資金不足比率を公表するものでございます。

議案第52号から議案第59号までは、平成28年度各種会計決算の認定8件であります。

以上、同意1件、議案17件、報告1件、合わせて19件を提案いたしますので、何とぞ原案のとおりご可決を賜りますようお願いを申し上げ、招集のご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 一般質問

議長（細川運一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番、小川宗寿君、登壇願います。

〔7番 小川宗寿君 登壇〕

7番（小川宗寿君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、一般質問の通告といたしまして、奨学金制度の見直し1点、2点目に村民による村道等の奉仕作業の再検討をすべきではないかということで、2つの件名で通告いたしておりました。今回の通告は、要旨をできるだけ詳しくということでありましたので、要旨をできるだけ詳しく執行部側に質問しておりますので、その内容の2問目に重きを置きな

がら、1問目の質問をします。

まず、奨学金の見直しということでありますが、少子高齢化が著しく加速する昨今、今回的一般質問で奨学金全般の見直しを検討していくべきだという考え方の現況と改善策を、今後新たに制度を設けて検討していただける内容について、幾つかお尋ねするところであります。

少子高齢化で出生が死亡を上回る自然増が望めない中、県外あるいは村外への転出が転入を上回る社会減の抑制が人口減対策の鍵を握ると考えるところから、就職、進学で大衡を離れた若者の数値を算出としてはおりませんが、魅力的な就職先を見つけてもらうためにも、経済的な支援で大衡村へ定住し続け、大衡村内の企業はもちろん、自宅から通える職場、大学や専門学校、現在の勤務地で求められるスキルアップの資格取得に、行政として新たな住民応援行政であるべきと考えるところからお尋ねするわけであります。

まず手始めに、現在の制度の扱いを、卒業後大衡村へ戻ってきた際、人材に対しては大衡村の奨学金であれば返済額の一部免除、民間等の奨学金であれば免除額と同等程度の助成ができないものかということをお尋ねしております。村が求める特別職への職業別奨学金制度を立ち上げられないかという観点からお尋ねもしておりますが、現在の奨学金制度では、能力があるにもかかわらず、経済的事情で就学困難な状況に至っているケースも少なくはありません。有能な住民を育成し、教育の理念を実現するための資金を貸与する制度でありますので、ご検討をいただければと思います。

例えば、今後我が村が必要とする高度に専門的な技能を求められる職業、例えばあります、医師につき、医師として将来的に大衡村の福祉向上へ貢献してもらえるなら、奨学金の返済を一切免除するという給付型、あるいは投資的な奨学金制度を検討してはどうかというような観点であります。こういうような部分から、奨学金制度の執行部側の現段階の状況と、そして改善策あるいは課題が見えているような答弁があれば、その内容の質問を2問目としていきたいと思います。

第2件目でありますが、村民による村道の奉仕作業の内容を改めていかなければならぬと考えるとともに、環境保全がこのまま住民作業で維持していくのか、大事な考える時期ではないのかというような観点からお尋ねするわけであります。

行政が管理する村道、河川については、これまで定期的に住民による除草作業を、奉仕作業によって行ってはきましたが、場所あるいは行政区によっては著しく作業奉仕のできない人数や、草刈り機の操作もままならない状況なども踏まえ、一部の行政区ではある意

味できないというような状況に至っているところもあります。こういう状況を行政側がどのように見ている、あるいはどのように手を施しているのか、そういったものもあわせてお尋ねするところであります。

基本、住民型、参加型という時代から、機械がない、操作したことがない、さまざまな地域格差も生じている状況は否めません。ここで奉仕作業を再度精査し、実施困難な地域には別な形で貢献し、そしてまた除草作業に耐え得るコミュニティーには、人件費や必要に応じた消耗品、燃料費などの実情に見合う策を検討すべきではないかという考え方から、このような質問をするところでありますので、前向きなご答弁をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　小川宗寿議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

1件目の奨学金制度についてのご質問ですが、これにつきましては教育長に答弁いたさせますので、私のほうからは2件目の村民による村道等の奉仕作業を再検討すべきではないかというご質問にお答えをしたいと思います。

村内の道路や河川は、村が行う維持管理作業に加えて、環境美化や環境衛生の向上に寄与することを目的として、昭和49年に発足した道路愛護会や河川愛護会のご協力を得ながら良好な維持管理がなされてきているところでございます。地域の皆様の奉仕作業により、村内の環境美化が図られておりますことは私も認識しており、村民の皆様には改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

一方、ご質問のとおり、愛護活動作業に参加される方々も高齢化の傾向にあること、あるいは草刈り機械を用いて作業される人数も年々減少傾向にあることは、各行政区長が委員となっている道路愛護会及び河川愛護会の総会におきましても常に話題となっておりますし、村でも作業時の現場確認を行った際には、その状況を把握しているところでございます。

また、区長さん方には危険な箇所や作業が困難な箇所は無理せず残していただくよう、安全第一の作業をお願いしております、愛護作業で対応し切れない箇所につきましては、村が作業を行っている箇所もございます。河川愛護作業も状況は同じで、今年度から活動できなくなった地区もございまして、管理者である宮城県と今後の管理などをどのようにすべきか相談しているところでもございます。

近年、近隣の自治体においても同様の事例が発生しており、年々規模を縮小しながらも

活動を継続している地区や、作業自体が困難になってしまった地区もあると伺っております。なお、先般においては、大瓜下地区の皆さんのご協力により、戦車道路沿線の土砂の撤去作業が行われておりますので、村といたしましてもこのような意欲ある地域住民の活動が支援できますように、何らかの支援事業の創設が必要ではないのかなと考えているところでございます。

奉仕作業については、危険な作業等は当然見直すべきと考えるもの、愛護活動の目的からも、地域住民の皆さんができる範囲で活動を継続していただきながら、支援事業とあわせ、今後のあり方について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの2問目になりましたか、村道関係の保守作業等々の答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 庄子明宏君 登壇〕

教育長（庄子明宏君） おはようございます。

奨学金制度の見直しをとのご質問についてお答えいたします。

1点目の奨学金の返済に際して地元の優遇をとのご質問ですが、奨学金は能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって就学が困難な者に対して奨学金を貸与し、有能なる公民の育成と教育の理念達成に資することを目的としているもので、そのため無利子であり、就学意欲のある子供たちに対し広く門戸を明け、教育の機会を保障する制度であります。これまで多くの子供たちがこの資金を活用しており、昭和45年以来、長年にわたって大衡の子供たちに教育の機会を与え、その夢の実現に貢献してきているものと考えております。

ご質問の、卒業後に村へ戻ってきた人材に対しては、村の奨学金であれば返済額の一部を免除、村以外の奨学金であれば同程度を助成する制度を設けてはどうかとのことです、近隣自治体に先駆けてそのような制度を設けた場合、村外転出による社会減を抑制することにつながることもあるかとは思いますが、免除等を実施しても数年で転出してしまうケースも想定され、制度設計自体もかなり難しいものがあります。また、実施した場合、それなりの財政負担も必要となりますので、実施させるにはかなりハードルが高いものと考えております。現在貸与している資金や、返還される資金等を確認しながら考えてまいりたいと思います。

2点目の、今後村が求める職種への職業別奨学金制度を立ち上げてはどうかとのご質問

ですが、人材の育成という面から見れば、返済免除の奨学金制度を設けることができれば、かなり魅力的なものになろうかと思います。しかし、村が必要とする技能は何なのか。あるいは、どの職業をその対象にするかという判断も必要となり、結論を出すことは容易ではないと考えております。教育委員会といたしましては、現状を踏まえながら、先ほど申し上げました村の奨学金制度の理念をもとに、過去から現在、そして将来にわたって多くの大衡の子供たちの夢の実現に寄与してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村長、また教育長のほうから要旨の内容が細かく通告しておりましたので、具体的な内容に届くまでの回答をいただいたものと思いますが、それぞれについて若干確認、あるいは現況ということで二、三お尋ねしたいと思います。

まず、先に村長から答弁いただいておりました村道等の今後の奉仕作業の作業内容あるいは行政区の長である区長の判断等々で組織されている委員会で検討していくという内容だとは思うのですが、現在村道の除草作業の範囲ということで持っている情報がありまつたら、総体的にどのくらいの距離数ですか、何キロぐらいの部分が、各14行政区に付託されているのか、その情報がありましたらご紹介いただければと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私、本人としては把握しておりませんが、担当課長から答弁させます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 道路愛護作業、河川愛護作業として具体的に実績として作業されている延長というのは把握しておらないのですが、村道全線と、あと公共的道路ということで作業していただいていると、村道といたしましては176路線、128キロメートルの作業をしていただいていると、また、河川愛護作業につきましては、村管理河川の4河川に加えまして、県管理河川の7河川、合わせて作業していただいているという状況になっています。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村道は176ということで、相当な路線、距離数に及ぶということと、あわせて今一番困難なのが河川であります。この河川も、4河川あるいは県が管理する部分7河川ということでありますが、一部私の知っている範囲では、県の河川管理については若干報酬がいただけるというような有償的な作業と認識しておりますが、これまで大衡村で

は村で管理する川、河川の作業に報酬等、あるいはそういう作業の企業の派遣というか、委託をしているケースはありますか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　有償の、県のほうから作業賃ですか、いただいてやっているのは、私の記憶ではまずもって善川の衝下地区にお願いしているところ、それから模田川について、模田の組合の方々ですか、そういったところに有償といいますか、作業代を若干ではございますけれども、支払いをしているという状況であります、その他については河川愛護会のほうでございまして、それは皆さんご承知のとおり、大した有償というほどのものではなくて、協力金といった形で支出していると理解しております。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　道路愛護会あるいは河川愛護会で区長の方々が組織する、昭和49年の発足から現在に至るまで、改善しなきやいけないような作業区域、あるいはそういうような担当する行政区、そういったものの情報の中に、常に話題になっているというような答弁がありました。常に話題になっているという中で、機械の持ち込みが困難だったり、あるいは危険な場所ということで、そのまま委員会なり会議の中で、これまで話題になっていても手がつけられない、つけていないというような状況がもあるのであれば、ご紹介いただければと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ことし、平成29年度から除草作業等々に協力できないという地区が発生しました。衝中北地区ですが、理由としてはやはり住宅といいますか、非農家の方々が多いということで、そういった作業に適した資材あるいは機材を持ち合わせていないということの典型的なあらわれかなと思っていまして、そういったところは県と協議しながら、今後どういうことができるものかということを調べて、調査して、精査してまいりたいと思っているところであります。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　先ほど村長の答弁で、結びに、前向きに検討するというような回答でありました。どうしても前向きな検討という部分では、やはり私たち質問する側としては、具体的にいつごろからどのようにというような、早急な時系列の部分を回答いただきたいのが本音でありますので、あえてこれまでその会議の折でこれまで話題になっていると言しながら改善されていないということは、執行部側の管理体制、あるいは除草作業の職務に

対する重きの部分に、まだ住民の方々ができるというような部分に、黙認といったらあれですけれども、私たちの地元地区ではトラクターに装備している大型の除草機で、大型機械で堤防を往来することによって除草作業、どうしても背負いの作業では作業がもう著しく困難ということであれば、機械に頼らざるを得ないということで、トラクター装備の、それぞれ個人の方々が自発的にボランティア的な感覚で作業している管理体制であるのが一つ。

あと、先ほど村長も答弁でお話しいただきましたが、戦車道路の有償作業ということで、これもまた縁石に蓄積される表面剥離された汚泥、あるいはアスファルトのそういうようなかすというのですかね、アスファルト片、そういったものについてもトラック 2 トン車で20台以上の量が、住民参加型ということで、任意ではあったのですけれども、64名の地区挙げての大掃除というような事例もあって、これは逆に村のほうから助成ということで、一部的な扱いではありましたけれども、報酬というような部分で住民の方々に還元することができた例もありますから、ぜひこのような有償委託業務を早速取り組んでいただいて、民間の部分でできない地区が早速出てきたよという事例があるのであれば、区長会なり、あるいはそういうような委員会の中で、計画を明らかに早急に示すべきと思いますが、その辺を改めてお尋ねします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほど申し上げましたけれども、1 地区そういった事例が出てきましたよという話でありましたが、しかしながらやはり今後も道路愛護会あるいは河川愛護会という会もありますので、その中でじやあ範囲を狭めてやれないものかどうか。そして、その残ったところは別な方法でやるというような手法も考えられますので、愛護会の皆さんとも相談しながら、そしてまたさらには県とも相談しながら、やはりどういうふうにしたらいいのかということをぜひ検討してみたいといいますか、検討するべきだと私は思っております。

参考までに、先ほどお話ありました大瓜下地区の戦車道路の土砂撤去作業、7月2日の日曜日に有志の皆さんでやっていただいたと。本当にすばらしい試みではなかったかなと私も深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。村からの支援としては、幾ばくかの機械代なりをお支払いさせていただきましたが、それが十分だと感じているわけではございませんので、しかしながらそういったことの、住民の皆さんとの崇高なそういった環境美化のための施策、そういうものには本当に敬意と感謝を申し上げる次第であります。以上

です。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村長、早速予算時期に間もなく査定なり、いろんな計画もあると思いますので、具体的な策ということでいい策を講じていただけるように、改めて奉仕作業等についての質問はここで閉じたいと思います。

また、奨学金の内容であります、教育長、いろいろお疲れのところ大変恐縮なのですが、まず大衡村の奨学金は第1種、第2種ということの扱いの中で、第1種ということで金利なしというような種類の扱いを、昭和45年施行の折から、いろんな委員会、聞くところによると年2回と聞いているのですが、この奨学金に携わる委員会の回数というのは年2回で間違いませんか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 2回で間違いません。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） また、この給付奨学金の事例というような、大衡村の場合はありますか。

給付奨学金というのは生活保護だったり、養護施設に入られている方々に対しての給付なのですが、こういう事例はあるか、ないか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） ございません。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 先ほど答弁の中で、村外へ転出された後になかなか回収的なものに不便を感じているという、委員会でも報告あるようですが、現在大きな奨学金の金庫にはどのぐらいの予算が本来健全に運営されていれば、予算額としてお金が蓄えられているのか、お尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 少々お待ちください。

お待たせしました。2,096万5,700円ほどでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 2,000万円弱等々の大きな金庫に、それぞれ貸し付けを申し込む生徒、それから大学に進もうという学生が、平成28年度ですと何名ほど申し込みられたのかお尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 課長から説明させていただきます。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。平成28年度は5名でした。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 5名の申請があつて、決定は何名に交付されましたか。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。5名全員です。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） この貸し付けというような部分で、卒業後、あるいは大学から就職ということで、後に返納するというようなシステムであります。今滞っているような額というのはどのくらいの金額で把握されているか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。滞納額につきましては、241万8,300円になります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 主な滞納の実態の事例として、いろんなケースがあろうかと思いますが、一番回収できない金額が、45年からの規則、条例、制定されたもので運営されていると思うのですが、この根本たる原因、滞納の原因が、今お手元の資料でわかれればお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） 現在把握しているものにつきましては、村外転出で連絡がとれない方、それから自己破産等経済的な理由による支払いが困難であるという方について、大きい額と認識しております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） これも年2回の委員会で、これを審議あるいは協議するとなると、やはり2回の委員会の重さというもの、そしてまた回収にかかる職員の方々のリスク、そういったものを考えて、第三者である保証人というのは全員とられていますか。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えします。申請時に保証人まで名前を挙げていただいてお

ります。

議長（細川運一君） 小川議員、通告に関連するように質問を組み立ててご質問願いたいと思います。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 現況と改善点ということでお尋ねしているのですが、現況はここでとどめたいと思います。今後というような部分において、教育長に改めて方針とお考えをお尋ねいたします。

この借りる制度あるいはこの制度の理解を、卒業間近、あるいは使うときということで、年2回の会議に審議会がされているようですが、もう少し生徒の方々、ご父兄の方々に、こういう奨学資金というのはこういうリスクもあるけど、こういうメリットもあるんだよというような部分の広告的なPRが足りないのではないかでしょうか。あるいは、認識が足りないのではないかでしようか。民間に借り入れをされている方に聞くと、村に借り入れを申し込むよりは、民間のJA始め銀行あるいは日本学生支援機構というような扱いの団体なりに申し込むと、ちょっとした手続でしっかりと保証人を立てて、借り入れやすいというような実態もあるように聞いておりますが、この辺借りる制度という部分について、新しい知識、特に中学生の進路指導の部分にも、こういう指導もあってしかるべきだと思うのですが、今後のあり方についてお尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。今現在、コマーシャルまたは村民の認識が低いというとのご意見をいただきましたので、再度その辺につきましては、検討してまいりまして、認識を高めるよう努力してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 実は先ほど答弁の中で、村が必要とする技能は、これからどういったものがあるのかというような部分にも、端を発してお尋ねするのですが、やはり高齢化社会を支えるべき介護業界、あるいは男性陣がよくチャレンジする運送関係のドライバーというような部分で、やはりそういった部分でも民間から借りるより、自治体でもそういう制度があってもいいのになという意見も少数ではあります、今後のスキルアップをするための資格を得るための奨学金、そういったものも今後の対策として、教育部局での扱いではないと思いますけれども、今後の策として、それぞれ在学する方々の今後の策についてお尋ねします。

議長（細川運一君） 教育関係の奨学金についてのご通告でございますので、今のは産業振興の

ような観点からの……、ではないですか。

7番（小川宗寿君） ではないです。もう1回聞きますか。

議長（細川運一君） では、もう1回お願ひします。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 実は、中学校を卒業して社会福祉法人に就職した生徒もおります。彼らは新しい技術をマスターするために、家庭の生活的な部分にやりくりしながら、資格を得るというより、まず仕事をしたいというような方々を私たちは受け入れた事例もありますので、批判的なご意見を持っていらっしゃる方がいるようですがれども、私は中学生でも新しい仕事にエントリーするための資格を得る奨学資金というのはあるべきだと思うのです。今の時代ではなかなかじまないとわれわれますけれども、私たちの現役、学生のころは、すぐ社会に出て、自動車工場とかに勤めたという同級生もおりますけれども、今の中学生のレベルでもそういう福祉の部分にチャレンジしたという事例も鑑みて、私はそういうような社会福祉士だったり、ヘルパーの資格だったりという部分の観点から、今後の这样一个部分を観点にお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 本来、奨学資金とは学業についての資金援助だと思いますけれども、奨学資金制度の見直しという大きな観点からのご提言と解釈いたしまして、教育長に答弁を求めたいと思います。教育長。

教育長（庄子明宏君） 奨学金の貸与につきましては専門学校も含めてありますので、資格をとることのできる専門学校、あるいは高等専門学校で奨学金を使うことは可能になっておりますけれども、今議員がおっしゃいました運送会社等につきましては、専門学校に該当するかどうかというのがちょっと疑問なところもあります。

しかしながら、教育委員会内での非公式な話し合いの中では、できるだけ将来目標を持って、その目標に進んでいる子供たちに対して、それは介護士であっても、運送であっても、医者であっても、福祉法人であっても、看護師であっても、やはり同様に考えていかなければならぬだろうとは考えております。しかしながら、行政負担ということを考えますと、今現在難しいところですので、今後教育委員会等の意見を求めて、検討していきたいなとは思っております。

7番（小川宗寿君） 時間もあれなのですけれども、大衡村の奨学金貸与規則あるいは条例、もちろんですが、それぞれ施行されたのが昭和45年ということで、細部にわたる見直しの検討の部分は、私は多く見受けられるように思います。

その中の1点ですが、貸与規則の見直しをすべきと思う部分に関しては、第4条

だったり、家庭生活保護の適用の有無何がしというような部分があつたり、規則の中にも改善が、いろんな状況の一宇一句が時代に即した表現ではないように理解する部分もありますので、委員会なり、あるいは今後の対策を設けるべき滞納関係にしてもそうですけれども、やはり申し込みをされる際、しっかりと第三者的保証人という部分に関しては、ただ単に署名をいただくのではなく、ある程度保証人が保証するというような、やはりただの様式からいくと、署名して判子つくだけの申し込み用紙であります。やっぱりこれは相当なリスクをしようんだよと。この子供のために支払いが、有事の際は第三者であるあなたの方にも返済の義務があるという部分を強く強調する部分がこれに欠けていると思うのですが、その辺お尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 大衡村の奨学金貸与に当たりましては、昨年から私のほうで文書を一つつけておりまして、皆さんのが借りたお金は、戻ったときにまた後輩にそれが使われるので、きちんと返納するようにという文書は、まず一つつけてあります。

それから、今後の返金等のあり方につきましては、今議員がお話しされましたように、簡単な文書で、さらにそこには電話番号も書かれていらないという状況であります、転勤してしまった際に、どこに行ったのかわからなくなっているということも認識しておりますので、あわせて社会変化に対応した条例の見直しを図らなければならないと考えております。

また、返金に関しましては、本人はもちろん認識してもらいますけれども、保証人、そして連帯保証人というところで、返金に当たっては本人にまず通知し、出ない場合には保証人、それでもだめな場合には家庭訪問し、さらに連帯保証人に家庭訪問して、極力お金をまた有効に使わせていただきたいので、返金していただけないかという方向でもっていこうと思っております。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろいろ奨学金についてのご質問であります、先ほど奨学金ではちょっとどうなのかなという質問ございました。産業振興の関係であります。そういういたものは、まさしく奨学金とは全く関係ありませんけれども、参考事例として友好都市協定を締結しました金ヶ崎町において、大型免許をとるための費用を、全額か一部かわかりませんけれども、助成しているという事例がございますので、奨学金とはまた別な話ではないのかなと思っております。そういういた事例があるということを紹介しておきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村長からそのようなご答弁をいただくと、次の委員会なりでもいろんな間口の広い貸し付けというような、新しい制度的なものが執行されるかどうかは、まだ今後の課題であろうかと。

教育長、では、この保証人に対する位置づけ、有事の際というのはいろいろあります。どうしても社会参画して、その職場になじめない。あるいは、進学したけどなかなか学問についていけない。家庭的な事情で、両親が体調を壊したので、家に戻って家の近くで仕事せざるを得ないというような部分、またいろいろなケースもあろうかと思います。ただし、貸し付けた、教育長が理念ってあられるようありますが、後輩のためにやはり借りたものは返すのだよというようなルールの位置づけ、これは教育の理念の一つだと思いますので、今回のこの条例なり、あるいは規則、こういったものに対しての新しい改革的な発信を執行部一丸となって、日本一の教育を目指すという位置づけも、大衡村の教育委員会でも発信した時期もございますので、ぜひそういう観点からも、そういう貸し付けのお約束事、しっかりと追求ができるような情報の収集するツール、といったものの施策にご尽力を賜りたいと思いますので、最後の所感をお尋ねして終わります。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今の件につきましては、再度教育委員会等に諮りまして、点検そしてチェックし、原案等の意見をもらいながら、条例等の改正、そして返金の仕方について検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順2番、早坂豊弘君、登壇願います。

[3番 早坂豊弘君 登壇]

3番（早坂豊弘君） 皆さん、こんにちは。通告順2番、早坂豊弘であります。

私は、最近特に多発し、農家の方々や一般住民が不安や危険を考えさせられる、いや、

感じ取る一つの有害動物について取り上げてみました。もちろん6月定例議会において先輩の佐々木金彌議員もこのことについて質問しております。イノシシ被害の予防策はと題して、村執行部の回答は、ワイヤーメッシュ防護柵等の拡充、その助成、有害鳥獣捕獲隊の増員、捕獲のための免許を取得するときの助成であります。これは将来30人ぐらいの編制チームにしたいとのことであります、これだけで駆除は完璧と言えるのでしょうか。

大和町吉田のイノシシ捕獲隊の隊員の方に話を聞きました。当地区での防護柵を年々ふやすことにより、大衡の大瓜地区に逃げているイノシシはたくさんいますよと。さらにその人の話は続きまして、箱わなを多数仕掛けてもかかることはまれで、大和町では60から80頭の年間の捕獲量でありますという話がありました。仮に多数捕獲されたとしても、生まれる個体数から考えると、多分何分の1かにしか過ぎないですねという話で終わりました。

イノシシは、年間、普通に考えて2回分娩します。仮に1つのつがいが1回に10頭生むとすれば、年間2回の分娩で単純に考えても20頭になります。これは、ネズミ残で増殖するよと言われても過言ではないでしょうか。今や大瓜地区のみにとどまらず、産業振興課から提示された出没マップを見ましても、出没地域が年々拡大傾向を示していることが一目瞭然わかります。

8月に開かれた住民との懇談会の席で、真剣にイノシシや熊について被害の大変さ、危険さの話をされた住民が多数おられました。ことしに入ってから、国道4号において熊、そしてイノシシ、交通事故死の状況も見てみました。このことから、4点の質問をしたいと思います。

1つ、ワイヤーメッシュ柵、くくりわな、あるいは箱わなで十分な捕獲、防護はできるのかということが、まず第1点目であります。

2番目、昨年10月に19名で編制された鳥獣被害対策実施隊があるわけですが、現実の問題として計画されているのは30名の隊員でふやしていきたいという村の方向性があります。そして、その費用弁償は黒川管内を参考にしていると言うが、危険性を伴う仕事の内容から見ても、安いのではないかと私は考えております。それをどういうふうに考えるのか、その点についてもお聞きいたします。

3番目、先ほども言いましたが、イノシシ、熊の捕獲数から見て、個体数が減少しているとは到底思えません。その増加する個体数を考えながら、今後の対応策、対策はどのように進めていくのか。その点についてもお聞きします。

4番目、イノシシ、熊が頻繁に出没するということから、小学校、中学校の父兄の中なのですけれども、学校の登下校時がとても心配であると。通学路というのは安心な道路だと認識してはいるが、そんなに頻繁に出てくる村の通学路を、子供を到底通らせる事はできないという要望というか、話が住民との懇談会でもありました。その安全対策は万全なのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

次に第2問目、学校教育の今後の指針についてと題し、今後の本校の教育の方向性について問うものであります。

最近の子供たちは、ナイーブといいますか、自分の感情を表に出さない、心を開かない、閉ざしている、悩みごとや喜びを表面化しない、怒り事を発散する仕方がわからないといろんな評論家、そして現場の先生方の声を聞きます。そのことが、たまりにたまり、ストレスが爆発し大きな問題になることも少なくないと思います。そのようなことから、本村にとっても大事な将来の宝物ともいえる子供たちに、大きな心を育み、大衡村郷土になじんだ教育をどのように考えながら進めていけるのか、お聞きしたいと思います。

1つ目として、学校における児童・生徒たちの居場所づくり、別室登校も含めてなのですが、そのことについてどのように考えているのか。

2つ目として、いじめ、不登校が本村の児童・生徒数から見ても、比率的に多いと考えますが、実際に不登校児童・生徒が中学校で4名、不登校の傾向にあるものは8名と常任委員会で報告を受けました。それをどのように理解し、どう考え、そして対応をどうしていくのか、そのことをお聞きします。

3番目、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について。本校には2人おりますけれども、その活用をどう認識し、利用され、そして効果は上がっているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思っております。

4番目、子供たちに学ぶ楽しさ、そして授業、その他もうろることなのですけれども、わかる喜びを感じ取れる授業をどう進めようとしているのか、今後の方向性についてお聞きします。

5番目、本村は人口から見ても生徒数が少ないため、もちろん先生も少ないです。少ない先生のためか、異動も他町村から見れば早かつたり、そして先生の異動も私は多いのではないかと感じ取っているわけです。先生とのコミュニケーションや、そして部活動の影響、そういうものは大丈夫なのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

6番目、大衡村には後世に伝えていくべき多くの文化や伝承文化があります。学校の中

で文化・伝統の伝承が必要だと思いますし、子供たちに伝えるべきではないかと私は考える次第であります。これをどのように捉え、今後どうそれを伝えていけるのか、そのことをお聞きしたいと思っております。

大衡村の子供たちをよく考えながら、そしてよい効果をあらわせるように期待し、以上の質問をしたいと思っております。以上であります。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　早坂豊弘議員の一般質問にお答えいたします。

問1として、有害動物の駆除と今後の対策はということですが、1点目のワイヤーメッシュ柵、くくりわな、箱わななどで十分な捕獲、防護はできるかというご質問であります。まずもってイノシシの被害を防止するためには、農地を含む人間の生活圏と、イノシシの生育域を分離する必要がありますので、物理的な対策として今年度においてワイヤーメッシュ柵の設置を大衡村農作物有害鳥獣駆除対策協議会が事業主体となり、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用いたしまして、約4.5キロメートル設置する予定でございます。その後の予算といいますか、実際の執行に当たっての間延びといいますか、そういったことで多分6キロぐらいまでにふえるのかなという予想もありますけれども、とにかく当初の予定としては4.5キロに設置する予定であります。既にワイヤーメッシュ柵及び支柱については契約を済ませており、9月15日までに納品される予定となっております。

また、設置箇所につきましては、設置要望のあった大瓜上、大瓜下及び松原地区において協議の上、大瓜上地区及び大瓜下地区に設置する予定となっております。具体的な場所については、おのおのの地区において調整中であります。

なお、県に対しましては、本年度10キロメートルの設置要望をしたところでありますが、結果的には4.5キロ分の配分となったことから、ワイヤーメッシュ柵による対策はまだまだ不十分であると認識しておりますので、現在県に対して不足分について追加要望を行っているところであります。しかしながら、県からは今年度の満額配分は難しいということありますので、来年度においても引き続き要望を継続して行い、早期にワイヤーメッシュ柵による侵入防止対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、イノシシを捕獲するためのくくりわな及び箱わなで十分な捕獲ができるのかということであります。十分な捕獲・防護は、結論的に言えば大変困難ではないのかなと思

っておりますが、今年度においてくくりわな60基、そして箱わな5基を購入しておりますので、現在ではくくりわな112基、箱わな6基を保有して捕獲活動が実施されておるところであります。今年度は既にイノシシ8頭の捕獲を行ったところであります。

昨年度、わな免許を取得した鳥獣被害対策実施隊隊員14名は、現在単独でのわな設置ができませんが、今後といいますか、今月9月に予定されている、9月28日と伺っておりますが、予定されている県の講習会受講後は単独で設置できるようになりますので、今まで以上の捕獲が期待されると思っているところであります。

なお、イノシシ被害防止対策としては、イノシシの格好の隠れ場や餌場となる耕作放棄地や農地に隣接する森林の適正管理が不可欠となりますので、農地維持活動組織などによる地域が一体となった取り組みが必要と考えております。

2点目の鳥獣被害対策実施隊の費用弁償と隊員数についてのご質問であります。昨年10月に設置した鳥獣被害対策実施隊は、新規に免許を取得した14名の方々と、既に免許保持者の5名のあわせて19名でのスタートとなったところでありますが、村といたしましては捕獲活動の充実を図るために、実施隊員30名を確保したいと考えております。

本年度においても新規狩猟免許取得に係る費用の全額助成の予算を確保し、広報紙において希望者の募集を行い、また現在イノシシ被害を受けている地区で実施隊員が不在の地区もありますので、当該地区において免許取得に対するPRを行ったところでありますが、現時点では応募者がない状況となっております。捕獲活動を効率的に実施するためにも、被害地域で積極的に活動できる実施隊員をふやす必要がありますので、今後積極的な働きかけも必要ではないのかなとも考えております。

次に、実施隊員の報酬及び活動手当に関しましては、実施隊を編制するに当たり、黒川地域の4市町村及び宮城県獣友会の黒川支部、また実質的に捕獲活動を行っていただいております獣友会大衡分区と協議をして、その活動手当を設定したものとなっております。昨年10月からの実施隊の活動に対して報酬及び活動手当を支給しておりますけれども、現在まで単価についてのご意見はございませんでした。現段階では、その観点から妥当なものと認識しているところであります。

3点目の、イノシシ、熊の個体数増加に対する今後の対策についてのご質問であります。が、イノシシと熊に対する対策については、基本的に違うものでありますので、それぞれ分けて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、ツキノワグマは豊かな自然環境の指標となることから、宮城県内に生息する地域

個体群の長期にわたる安定的な維持及び人的被害の防止並びに農林業等における被害の軽減を図り、人とツキノワグマの共存する社会の構築を目指すこととされております。

環境省のレッドデータブックでは、西日本地域など5つの地域個体群が絶滅のおそれのある地域個体群に指定されております。宮城県を含む東北地方は、ツキノワグマの一大生息拠点であるため、その安定的な存続を図る上で重要な地域とされており、農作物等への被害防止や住宅地等に出没した場合の人的被害の防止の観点での対策を行うこととなっており、捕獲についても殺傷につながらないような最大限の配慮が必要とされております。人身に対する危害が切迫しており、かつ緊急の措置を要する場合等に限り、殺傷できるものとなっております。

なお、農作物の被害防止の対策として、わなで捕獲を行った場合でも、可能な場合は移動放逐となっておりますので、有害鳥獣対策としての捕獲のみで個体数調整による捕獲は行わないこととなっております。

次にイノシシであります。イノシシについては、繁殖力が強く、また生息範囲も急激に拡大していることから、国において集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣、指定管理鳥獣と定めております。県においても生息数を適正な水準に減少させ、また生息地を適正な範囲に縮小させるため、年間5,600頭の捕獲目標の計画、これは第三期宮城県イノシシ管理計画というのだそうですが、その計画を策定いたしまして対策を講じているところでありますが、本村におけるイノシシの被害及び捕獲数はふえていることから、個体数は増加していると考えられますので、捕獲頭数をふやすため、実施隊の増員及びくくりわなと箱わなをふやすことが必要と考えております。

4点目の、小中学生の登下校時の安全をどう考えているのかというご質問であります、ことし4月大和町における熊の人的被害や先月富谷市内の新興住宅街での熊の出没のニュース、村内での目撃情報の増加、また村内でもイノシシと自動車の接触事故が発生するなど、熊及びイノシシに対する安全対策も以前に増して重要な課題と認識しております。

学校においては、全児童・生徒に熊よけの鈴をつける対策を実施しており、熊の目撃情報があった場合は、無線放送による注意喚起及びパトロールを実施し、また必要に応じて教育委員会を通して小学校、中学校のメール連絡網を活用して情報提供などを行い、安全確保に努めているところであります。

イノシシにつきましては、元来、明治あるいはその前、宮城県にも大勢といつたらおかしいのですが、生息していたということであります、明治以降の西洋からの食用の豚を

輸入して、それが豚コレラというのですかね、コレラが蔓延して、そしてイノシシもそのとき宮城県から全滅したというデータもあるようあります。元来、宮城県内には、ですからイノシシは生息していたんだそうであります。そういうた文献もありますので、なかなか大変だと私も認識しているところであります。

2件目の学校教育の今後の指針についてのご質問は、教育長から答弁をいたさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上であります。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 庄子明宏君 登壇〕

教育長（庄子明宏君） 学校教育の今後の指針について、ご質問にお答えいたします。

1点目の学校における児童生徒たちの居場所づくりをどのように考えているかとのご質問ですが、学校におきましては、完全に不登校とまでいかないまでも、日常的に時間まで登校できない、もしくは学級に入ることができない子供たちがおりますが、そのような子供たちに対して、安心して学習に取り組むことができるよう相談室、会議室といった別室を準備して、担任と連携しながら、他の教員及びスクールソーシャルワーカー、そして中学校では心の支援員が寄り添い学習支援を行っているところです。

2点目の、いじめ・不登校が多いと思うが、それをどう考え、どのように対応、救済していくのかとのご質問ですが、いじめにつきましては、ないことがよいことではなく、どこでも誰にでも起こるという認識のもと、早期発見、早期対応が何より大切と考えます。学校においては、これまで以上に小さいじめも見逃さず、適切に対応できるよう努力しております。

不登校につきましては、学習や学校生活、人間関係など児童生徒個人の問題のみならず、家庭環境等の要因もあり、一言で原因を述べることができない状況にあります。一人一人の子供の置かれている状況や気持ちに寄り添いながら、将来にわたって適切に自己表現が図れるよう支援していくことが大切と考えます。担任や学校と連携のもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが子供たちや保護者の相談に応じ心のケアに当たるとともに、スクールソーシャルワーカーについては、必要に応じて家庭訪問もしながら、児童・生徒本人だけでなく、保護者や家庭の支援も行い、学校復帰に向け、あらゆる側面から力を尽くしているところであります。

3点目のスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーをどのように活用していくかとのご質問ですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも

小・中学校に週1日ずつ勤務し、先ほど来ご説明申し上げているような別室登校や不登校の子供たち及び家庭の支援に加え、各教室を回って授業中に落ち着きがない子や、一斉指導についていけないような子に対し声をかけたり、また情報を先生方と共有するなど、チーム学校の一員としてさまざまな面で活躍いただいているところです。

4点目の子供たちに学ぶ楽しさ、わかる喜びを感じ取れる授業をどう進めていくのかというご質問ですが、小学校では平成28年度から3ヵ年、宮城県教育委員会の学力向上事業の指定を受け、まさに学ぶ楽しさ、わかる喜びを感じながら、学習に取り組む児童の育成というテーマのもと、県教育委員会の指導をいただきながら授業改善に取り組んでおります。子供たちに学ぶ楽しさ、わかる喜びを感じ取れる授業をするためには、何よりも教員の指導力の向上が不可欠であり、加えて小・中1校ずつという地域の特性を生かした小中連携が大切と考えています。教育委員会といたしましても、ともに大衡の子供を育てるという意識のもと、引き続き家庭や地域の協力を仰ぎながら、教員の指導力の向上と小・中連携を進めてまいりたいと考えております。

5点目の先生の異動が多く、部活動等に影響はないのかとの質問ですが、教員の異動につきましては、同一校の勤務年数には上限があり、定期的に異動することになっております。勤務年数の長い教員が多い場合は、年によって異動が多いことはありますが、大衡に限ったことではありません。

それにより部活動等に影響はないのかとのことです、中学校の異動の場合、優先されるのは教科でありますので、校長が教員自身の部活動や指導経験等を踏まえた上で適切に顧問を配置し、指導に当たらせております。

6点目の、学校でも本村の文化・伝統の伝承が必要と思うが、どう考えているかとのご質問ですが、本村の文化・伝統の代表的なものとしましては、明治10年に岩手県より南部神楽師を招いて伝承を受けたことから始まった大瓜神楽や、平成7年に村の創作舞踊としてつくられた万葉おどり、そして平成25年から新しい伝統文化としてプロの和太鼓演奏者の指導を受けて始まった和太鼓教室などがあります。

現在、大瓜神楽は、大瓜上地区の保存会の方々が継承活動を行っており、地元の小学生6名が参加して活動しております。

万葉おどりにつきましては、5月の小学校運動会、8月の万葉まつりでの万葉おどりコテスト、9月の村民体育大会、そして毎月行っている児童館での練習会などにおいて、小中学校が踊りに取り組んでおります。

和太鼓につきましては、村の小・中学生19名が受講生として参加し、年間を通じて活動しております。

また、指定文化財としましては、駒場地区の須岐神社や大衡城址、本村の中心部を経由していた奥州街道なども重要な歴史文化であります。

今後、学校において文化・伝統の伝承活動をするためには、どのように学校のカリキュラムに位置づけ指導していくべきか、改めて考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁でした。ありがとうございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 順を追って説明を聞こうと思ったのですが、時間がないのではしょりながら説明を求めたいと思います。

第1番目のワイヤーメッシュとくくりわな、箱わなで十分な捕獲ができるのかということなのですが、常任委員会で8月9日、先ほども話しましたけれども、大和町で見てきました。そこで、区長の話ですと不十分だよと言われましたけれども、そして100キロのイノシシが突進してきた場合、ワイヤーメッシュの防護柵というのは、余りにもひ弱なものだと。そして、穴があいているところから逃げて、その外を走り回っている状況も確認しているということを言わされました。

今後、対策としてやっていく際に、本当に十分であるのかどうか、まずその辺をお聞きしたいと思っております。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのワイヤーメッシュやくくりわな、箱わななどで十分な捕獲活動ができるのかということですが、議員仰せのとおり、あるいは大和町の事例も紹介ありました。十分ではございません。ではないだろうというふうには認識しております。しかしながら、それ以外に打つ手が今のところないというのも事実でありますので、十分ではないにしても、ある程度の抑止力が持てるのではないかなど、このように期待をしているところであります。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） あと、鳥獣被害対策実施隊ですか、30名の編制隊を組みたいということであります。昨年の活動手当が3ヶ月間で、資料にもありますように49万8,000円ということであります。先ほど答弁書の中で説明をいただいたのですが、費用については何も質疑がなかったから、これで十分だろうということではありますが、私考えると、いろんな意

味で危険性も伴うし、実際箱わなの現物を見て、自分でも持ち上げてみれば、それを山に運んでいく、あるいは畠に運んでいくというのは、かなりの重労働だと考えます。そうすると、費用弁償は安過ぎるのではないかなどと。その辺、今はこういう金額で設定されていますけれども、上がる方向性というのが将来的にあるのかどうか、そこをお聞きします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そういういた費用弁償の件について特にご意見が出なかつたので、これで十分だという意図での答弁ではございません。それで十分かどうかも今後検証しては、もちろんいきますけれども、さらには今おっしゃった捕獲してからのいろんな処理ですね、そういういたことに係る面でも議員今お話をありました。詳しくは課長のほうから、その内容を詳細に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　産業振興課長、簡潔にお願いします。

産業振興課長（齋藤　浩君）　　報酬については、非常勤特別職ということで報酬条例の中で決めておりますので、それについては郡内統一という形でとてございます。あと、活動手当ですね。費用弁償という形ではなくて、活動した実績に応じた手当という形で、協議会のほうからお支払いしているということでございます。わなの設置、撤去につきましては、1人1日3,000円ということで、現在単価の設定をしてございまして、それが作業内容等について妥当なのかどうかということについては、今後のご意見も参考にしながら検討すべき事案であると考えてございます。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　ぜひとも検討していただき、撲滅対策隊ということで、きちんとやっていただければいいかなと思います。

3点目と4点目をまとめて一言で質問させていただきます。先ほどの村長の答弁書の中でも、イノシシ、熊の捕獲数がふえているという認識はあったと思います。なかなか銃で撃って射殺することは困難だということもわかっておられたんだなと思っておりますし、1つは動物愛護の関係、そして生物保存の観点から、なかなか熊は撃ち殺せないということもありますけれども、むしろ増加している中で、今後の対応策としてワイヤーメッシュあるいはくくりわな、あるいは箱わな、それ以外に県とか国に対して要望しながら、とにかく個体数を減らしていくという方向性は何か考えていいのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君） そういういい方策があれば、本当に私も教えていただきたいと言いたいところであります。いずれにしてもみんなで知恵を出し合いながら、例えばわな等々のみならず、今超音波なりで撃退とか、そういったニュースも目にしますけれども、何か別な方法もあれば、そういったことも研究に値するのかなと思っているところであります。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） ゼひともその辺みんなで考えながら、とにかくこれだけでは対応不十分と私も考えるわけなので、そういう要望を出していけるようにしていかなければと思っています。有害動物の最後の質問になります。熊が頻繁に出没していて、交通事故等もあって、道路でも死んでいるという現状があります。先ほど言いましたように、住民との懇談会でも父兄が心配しているということを鑑みながら話せば、今は通学路が安全なものではないと認識します。そうなったときに、登下校時の安全対策について再度お聞きします。

議長（細川運一君） もう少し具体的にご質問なさってください。

3番（早坂豊弘君） 熊が出没してから村に連絡が入って、役場職員なり、あるいは駐在所が駆けつけるのに30分ぐらいかかると。通学路で見つかっても、もう既にいなくなっているのが現状です。こういうものはスピードが要求されるわけなのですが、登下校時の安全性がそれで保たれるのかどうか、その辺お聞きします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 当然熊とかイノシシとか、そういったものが出来た場合で、登下校時ということでは児童・生徒に危険が及ぶというようなことが想定されます。ですが、連絡が来た時点では、既に発見から何分か、ほかを経由してくる場合もございまして、そういう場合については1時間以上経過しているといったような場合もございます。ですが、出没しているという情報を、まず無線放送、あるいは村でのパトロール、あとは小中学生については教育委員会を通じて、小・中学校のメールの連絡網がございますので、そちらで注意喚起をということで、現在は対応しているということでございます。

それ以外について何があるのかというところが、なかなか難しいところでありますので、その辺については教育委員会ともいろいろ話しながら、どういった方策が一番いいのかといったところを今後についても検討していくべきだと思います。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） ゼひとも通学路は安全な場所に戻していただきたいと思いますので、そういう安全対策を話し合いながら進めていただければと思います。

次に、2件目の学校教育の今後の指針についてに質問を移ります。

先ほどいろいろ教育長から説明がありました。

まず、1点目の学校における児童・生徒の居場所づくりと。これは別室教室も含めてなのですが、その進め方がいろいろ先ほど説明ありました。早期発見、早期対応、それはどのような形で認識をされ、そして進められているのかお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） まず、月に一度の生活の調査というのがあります。これはあくまでも定期的なもので、それを利用することができます。もう一つは、授業する者が、子供たちの様子を授業中、昼休み、給食の時間等で観察をして見つけるということができると思っております。さらに、児童館との連携の中で通知を受けて対応するなど、あらゆる場所で子供がいるところ、そして教員がいる場所では、早期発見ということに心がけているところです。

早期対応につきましては、まず教員が一人で抱え込まないというのが一番大切なところだと思っております。起きた場合には、必ず学年主任、教頭を通して校長まで上げて、即対策会議を進めて対応していくというふうに、今現在はやっております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 答弁書の中で、スクールソーシャルワーカーや、またスクールカウンセラーの仕事は私も理解するのですが、もう1点、心の支援員が寄り添い学習支援を行っているという答弁がありました。この心の支援員というのは、どういう支援なのでしょうか。

その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 心の支援員ですけれども、特に心の中に問題を持ったり、課題を持っている生徒に対して、特別対応してもらう先生のことを心の相談員と考えております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 時間がないので2点目に入ります。

先ほどのいじめ、不登校、そして本村の生徒数から比べれば多いのではないかと。常任委員会でも課長から報告ありましたけれども、その対応策もいろいろ書いてありましたけれども、スクールカウンセラーは毎日ではない、週に1回ぐらいですか。そして、ソーシャルワーカーは学校でなくて自宅にも出向いて指導もできると。あと、親にも話せるということなのですが、具体的にそれで改善したのか。そしてまた、どういう活動しているの

か、話せるところまででいいですからお聞かせ願いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） スクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの効果ということですけれども、まず別室登校していた子供たちが復帰するようになった例が出てまいりまして、今では教室で授業を受けております。全てではありませんけれども、そういった効果が出ております。

それから、家庭訪問もできるスクールソーシャルワーカーにおきましては、保護者と十分に相談しながら、子供の今後の対応について、学校の一方的な方法ではなく、保護者の皆さんのお意見を聞きながら考えていくこうとするような仕事をしております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） ゼひともいろんな多くの耳、そして多くの目を持ちながら、そしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして先ほども言った心の相談員を通じながら、多くの子供を救っていただいて、そして不登校がなくなるような方向性を持ってもらえればいいのかなと思います。

次に、これは県教委からの話だと思うのですが、子供たちに学ぶ楽しさ、そしてわかる喜びを感じ取れる授業、そのことについてお尋ねいたします。

これは、私もすごく大事なことだと認識しているのですが、やっぱり学ぶ楽しさがあれば、何でも理解して覚えていけるのではないかということ、今後事業の展開、そういうものについてちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今後の事業の展開、事業というのは授業ではなくて事業ということです……。はい。

今小学校では、先ほど申し上げましたけれども、学力向上指定を受けまして、学ぶ楽しさ、わかる喜びを感じながら、学習に取り組む児童の育成ということで取り組んでおります。

その中で、何度もお話ししますけれども、やっぱり教員の指導能力、資質の向上は一番大切な部分と考えております。そして、先ほど申し上げましたけれども、小・中連携、小学校の授業を中学校が見て、それが上がってきたときに中学校でどのように対応するか、そんなところまで考えたところが必要あります。

さらに、ちょっとお話ししましたけれども、それだけでは達成できないところが

あります。それは何かといいますと、私は一番大切なと思うのですけれども、保護者や地域の協力というところが非常に重要なと思っております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 小・中連携という言葉が何回も答弁書に出てきています。実際に、前の前の常任委員会で色麻でしたか、一貫校を見てきたのですけれども、将来的に考えたときに、大衡も小学校1つ、中学校1つということであれば、小中連携というのであれば、一貫校の方向性というのは教育委員会のほうでは考えているのでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 一貫校ということではなく、小・中一貫的な学校にしていきましょうということで今進めているところです。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） わかりました。とにかく、子供たちにメリットのある教育、子供たちが有意義な授業、そして有意義な生活が送れることが大前提だと私は認識するのです。そういうことで進めていっていただければと思っております。

5番目の、生徒数が少ないために先生も少ない。大体転勤も同じだよという教育長の答弁がありましたけれども、これは何人かの中学生の親の方から聞いたのですが、いや、部活のあの先生がいなくなったもんな、寂しいなと、寂しいだけでなく弱くなったなと。あるいは、勉強でコミュニケーションも数学でとれていたのに、今度来た先生、なかなかコミュニケーションとれないなという話もよく聞くのです。そういうものの改善の方向性として私は聞いたのですけれども、もう一度お尋ねします。

議長（細川運一君） もう一度、議長としても質問の趣旨をわかりかねるところがありますので、もう1回お願いします。

3番（早坂豊弘君） 先生の異動も他町村から見れば多いのではないかなど。生徒数も少ないから、先生も少ないということなのですが、それが部活動、本当に、あと授業には影響はないのかどうかをお尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 先ほどもお話ししましたが、中学校の場合の異動に関しては、優先されるのは部活動ではなく教科の異動で行いますので、校長が一人一人の教員の状況を把握して、部活動あるいは授業の進め方について考慮して指導に当たっているということになります。

議長（細川運一君） 定期的な異動は避けられないというご答弁だと思います。

早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 私は、一つの方向性として、部活動も授業の一環として捉えるのではない
かと思っています。だから、部活動も大切な授業なのではないかと思いますので、その辺
ご理解いただきたいなと思います。

6番目、大衡村には後世に伝えていくべき文化や伝承するものがあるのではないかと私
も言いました。いろいろ説明も、大衡神楽を取り上げてもらいましたし、万葉おどり、そ
の他もろもろあるのですが、今後、これは無形文化財だと思っているのですが、あと有形
文化財で奥州街道の重要な史跡文化、教育長がその史跡マップをつくるということで話さ
れましたけれども、そういうのをつくっていただいて、子供たちに伝えながら、大衡村の
歴史、そういうものを再認識して、さらにその世代から後世に伝えてもらうことも大事と
考えるのですが、その辺について最後の答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 議員おっしゃるとおりだと思います。大衡村の人として大衡村を知るこ
とはとても大切なことだと思っておりますし、人材育成にもつながると思っております。

今現在大衡村では、これは昔のものですけれども、「大衡歴史散歩」という書物をつく
っております。それから、学校の先生方が集まって「私たちの大衡村」というのをつくっ
てあります。歴史散歩のほうは、まさしく歴史について、有形、無形文化財について全て
書かれております。そして、「私たちの大衡村」につきましては、文化だけではなくて、
公民館の動きとか、美術館とか、管野 廉とか、それからトヨタ自動車工業、まだここに
書かれていない時代のものなのですけれども、そういったものまで広く子供たちに教える
副読本として使われております。

ただ、つくられたのが、「私たちの大衡村」はもう既に17年経過しております。それか
ら、「大衡村の歴史散歩」については15年経過しております、サイズも小さくなっています
ので、来年度この2冊については計画的に再編集して出すつもりであります。以上
でよろしいでしょうか。

議長（細川運一君） よろしいですか。

ここで休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順3番、佐々木春樹君、登壇願います。

[4番 佐々木春樹君 登壇]

4番（佐々木春樹君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は一括で質問させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

件名は、軽消防車導入による消防力強化をということで、村長も村長就任以来、村内で大きな火災が3件ほどあったかと記憶にあるかと思いますけれども、先般の火事も4時間にわたる炎の中で、消防団員、消防署員一丸となって消火活動をしたところでもありました。その際に、やはり消防団は支援ですので、水利の確保とか水の供給に奔走するわけですけれども、なかなか場所によっては水を火災現場まで運ぶのも大変だということと、火災はいつ起きるかわかりませんので、必ずしも消防団の軽自動車を所有している方が一番にポンプ小屋にやってこれるかというと、それも今後難しいのかなというところを、この間の火事のときも感じました。水利が遠くにあったり、消火栓が近くにないというところでは、やはり可搬ポンプなり、5分団のポンプ自動車も活躍するのだなと感じながらいたわけであります。

通告には、軽消防車、小型の可搬ポンプを積んでいる軽自動車ですけれども、この導入を早急かつ計画的にと通告しております。私も消防団に入って随分たちますけれども、大和町、近隣の町、市でも軽自動車の導入が進んでいるのですけれども、十数年前から軽消防車を導入した町では、そういう車を活用しながら防犯活動などをしている姿を見て、総務課などにも村にも導入してはどうかという話を再三してまいりました。自動車があると管理が大変だ、また当時はまだ消防団員も多くいましたし、活動もそれなりにできていたという中でのご回答だったのかなと思いましたけれども、ことし6月、黒川郡で行われました黒川地域の消防演習のときに、私も実際郡内の軽消防車を見たのはそのとき初めてだったので、そのときは富谷の分団の消防車を見せていただきました。軽自動車ですので、車には4名乗れる。そして、可搬ポンプを積んでいる。また、積んだまま給水もできて放水もできる。また、取り外して、可搬ポンプのような作業もできるという説明も聞きました。それから、維持管理が大変でしょうねという話もその際しましたけれども、今はもういいものがあって、ポンプ小屋にリレーなどをとりつければ、バッ

テリー上がるなんてこともないんだよと。それよりも、防火活動に非常に役に立つんだという話を実際聞いてきました。

一斉放水のときも、いち早く水利に駆けつけられるのも軽自動車だなと感じましたし、やはり小回りがききますし、今度ときわ台南、また五反田、そういった住宅密集地でフットワークのいい動きもできますし、逆に田んぼの真ん中で水利が遠くて、なかなか運んでいくのも大変だというところでも、軽自動車であればうまく走れるのかなということも感じております。

今後懸念される部分ということで通告しておりましたけれども、団員の軽トラックの所有率の低下です。というのは、通告にもありますけれども、6分団の消防団の世帯では非農家の方が多いというところで、軽トラックは分団長のところに1台あるぐらいだという話をされておりました。当然奥田地区だけに限らず、どこの分団でも今後軽トラックがあるのかといったら、それは心配なわけですので、その辺も考えながら導入を検討していく時期に来たのかなと感じております。

通告にありますように、6分団の奥田のポンプ小屋、昔のままですね、これ皆さんご承知のとおりだと思います。なかなか厳しい状況の中で、可搬ポンプの更新も先延ばしにしていた時代もありましたし、分館建設のときにまだポンプ小屋の建設までには至らないんだという話も当時はありましたけれども、今多くの若い人たちが消防団に入って、一生懸命地域ともかかわっておりますし、消防活動も一生懸命やっている中で、ポンプ小屋の設置を早急にしなければいけないのではないかと考えました。

そこにプラス、今までのポンプ小屋のように、可搬ポンプを軽トラックに積むというポンプ小屋ではなくて、もう軽自動車そのものがそのまま入るようなポンプ小屋をつくる絶好のチャンスなのかなと、絶好の機会ではないのかなと思い、このような質問をしておりますので、明確なご回答をよろしくお願いします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　佐々木春樹議員の一般質問にお答えをいたします。

軽消防車導入による消防力の強化をということですが、まずもってこの消防自動車ですね。軽とはいえ、どのぐらいの費用がかかるのかなといったところを見てみると、軽消防車そのものが1台600万円だそうです。ポンプ小屋の整備、新しく整備するとすれば、これも約600万円ぐらい。それに係る設計費用が100万円ということで、合わせて

1,300万円の費用が必要になってくるということを、まずもって念頭に置いてお話をさせていただければと思っているところであります。

近年、火災に対する初動態勢を確立させるため、軽消防車の導入が進んでおります。黒川地域においても各自治体で軽消防車が導入されており、富谷市では10台保有されております。大和町でも10台保有されております。大郷町においては3台が導入されておりますけれども、本村はまだ軽消防車の導入には至っていないというのが現状であります。

また、今後団員が軽トラックを所有しない分団も出てくるのではないかと懸念されるという点は、当然私も同様に感じているところでありますが、これは奥田地区ですかね、第6分団に限られたことではなくて、全ての分団に将来的には当てはまるところも出てくるのかなと、こんなふうにも懸念されているところであります。この点を補完させるためにも、OB団員との連携をさらに充実させる必要があるのではないかとも思っております。

なお、第6分団については、団員数の減少により、一時存続も危ぶまれたところでありましたが、上ノ沢団地に転入されてきた方々のご協力により、現在9名まで団員数がふえて回復しておりますので、防災の面ではほっと一安堵しているところでございます。

また、ポンプ小屋につきましても、現在整備されていない分団は第6分団のみとなっておりますので、整備の必要性は十分認識しているところでございます。

ご質問にありますように、軽消防車を導入した場合、火災対応の即応性やポンプ搬送の負担軽減は当然図られることになりますが、一方においては車両の維持管理体制の構築や、車両の活用計画の策定など団員の負担もふえることになりますので、それらについて分団との打ち合わせも必要になるものと思われます。

なお、村の実施計画においては、防衛9条交付金を活用しながら、平成30年度から導入したいということで一応計画に載せてはいただいているのですが、村全体の事業等との整合性も勘案しながら、それが妥当かどうかも含めながら進めてまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。以上、回答とさせていただきます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 検討しているのですということと、費用は相当かかるのですということの答弁だったのかなと思いますが、もともと分団のポンプ小屋については、計画的に各分団設置しておりますし、6分団のポンプ小屋だけ旧態依然のままであるというのはご承知のとおりだと思います。

ポンプ小屋を建てるのに600万円、設計に100万円、当然かかるのですけれども、これは

もともとかかるであろうものだったのではないかと私は認識するものですし、だからこそ今までのポンプ小屋ではなくて、軽トラックが入る、軽消防車の入るポンプ小屋をつくるのには絶好のチャンスなのかなと。当然同じように費用をかけて、設置している各分団のポンプ小屋を改造して自動車が入るようにするには、また莫大なお金がかかるのだろうなと。現在そのまま使える分団、多分4分団ぐらいなのかなと数えていますけれども、やはりそういった、まずは軽消防車が対応できる分団から逐一導入していただきたいというところで計画を立てていただきたいと。答弁の中に、軽トラックを所有しない分団が今後出てくるであろうと、それは執行部も同じ考え方ですよと、当然そういう状況にありますので、考えているのだろうなと思います。

O B 団員との連携をもってというご答弁になっているのは、多分今はそうでもいいのかなと。ただ、O B 団員に関しても、実際火事場に行ったときに、「O B の方はポンプを運ぶだけですよ」とか「後方支援です、火事場に入らないでください、危ないです」と当然現場ではそういうふうに言われます。消防団引退してすぐのO B 団の方ですと、逆に現役よりも率先して現場に行くという先輩も当然おるのでけれども、いつまでもO B がそうやって先頭切って行っていただけるものでもないでしょうし、O B のトラックを登録するということも多分ないと思うので、やはりその辺はもう少し慎重にといいますか、O B 団員の役割とかも見直しをかけなきやないのでしょうけれども、それとまた答弁の中に、今度軽消防車を導入した場合、分団の負担も多いだろうというところも当然懸念はされますが、やはりいざ火災が起きたときに、可搬ポンプを現場に持つていけないほうが消防団としていかがなものかと思いますし、消防やっている人たちは、やはり地元でそういう災害があったときに、幾らかでも力になるんだという意識で消防団に入っているわけですので、そこには十分な配慮といいますか、村の考え方をお示しいただきたいなと思っているところです。

平成30年度から交付金を活用して計画をしますというご答弁もございましたが、実施計画に乗っても、なかなか現実的にいつというところはないと思いますし、実際該当になる分団の方がどのように考えているかというところも大事なところですが、もっと大きく言うと、大衡村の消防団としてどういった方向なのかというのも、幹部会なりそういった場面でも意見を聞きながら、村の考え方を示していく時期になってきたのかなと思うのですけれども、その辺含めてご答弁お願いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君） 平成30年度からではなくて、平成30年度の実施計画の中に、そういった防衛9条交付金の措置をしていると。乗せているということでありまして、それが必ず実施するという意味のもの、性格のものではないということを、まずもってご認識をしていただければと思います。

黒川郡の市町村の台数といいますか、先ほども申し上げました。富谷市では可搬ポンプ14台のうち、軽消防車が10台ということで、軽消防自動車の充足率が71%だということです。大和町は全部で可搬ポンプといいますか、49台のうちの10台が軽消防車で20.4%。大郷町は21台のうちの3台でありますから、14.3%の軽自動車化といいますか、そういったことになっております。大衡村は10台であります。10分団ですから。その中で軽自動車がゼロ台ということあります。そういった比でいうと、1台も入っていないという消防団の皆さんこれまでのいろんなご意見も聞いておられますと、大衡村にもこんな1台、2台あってもいいなという声がいっぱいあったのも当然事実であります。

しかしながら、先ほど申し上げたように、1カ所に例えればポンプ小屋ももちろんそうなりますと、6分団は別としても、今ある既存の分団についてはスロープつけるか、あるいは全く別な形にしなきゃないか、いろいろあるんだろうと思います。スロープつけられるような場所であれば、スロープつけて当然入れるような、そういったことも考えられますので、一律に例えればポンプ小屋整備600万円という話にはならないんだろうと思います。

消防自動車も、必ずしも600万円もする自動車が必要なのかなと。もう少し考えた場合、平たく考えた場合に、例えば普通の軽自動車ですね、これを赤い塗装でもって、もちろん名前とかは大衡村消防団何分団等々、あるいは回転灯等もつけたりもしますけれども、そしてそれに今までの可搬ポンプを載せて、そしていろんな装備も創意工夫しながらつける形にすれば、この可搬ポンプそのものが150万円だそうです、一式。今あるわけですから、その150万円のものが。では、軽自動車幾らするのと。軽自動車が大体100万円から110万円ぐらいですよね、新車で。さらには、それに塗装なり、あるいは回転灯なり何なり仮装というか、艦装というか、そういったものを施しても150万円とした場合に、合わせて300万円であります。出来合いの消防軽自動車は600万円でありますから、そうすると全分団に赤い軽自動車を配置できる可能性もあるのですよね。そういう考えに立てばですよ。でも、そういったことができるかどうかわかりませんけれども、いろんな方策を考えながら、本当に600万円のやつが何台も必要なのか。あるいは、ではシンボル的に1台だけでいいのかというようなことも、消防団の現役の皆さんなり、そういった方々とももう

少しお話をしながら煮詰めてまいられればなと思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいなと思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） さすがにいろいろ考えているのだなと、今本当に思いました。別に軽消防車というものを導入しなくとも、今村長おっしゃられたように、普通の軽トラックを赤くして、分団で保有するのも当然手でありますし、先ほどの質問の中にもちょっと言いましたけれども、例えば衡下の可搬ポンプが入っているところは、そのまま軽自動車が入れるような装備になっていますし、大森も上からですとスロープつけなくてもそのまま入れるような状態になっています。大瓜上も大丈夫かなということでいくと、4カ所はすぐにそういったところで対応できるのかなと感じてきました。せっかく立派なポンプ小屋があって、それを壊してまたみんな導入、また先ほど富谷市10台、大和10台、大郷でも3台あるというところで皆さん驚かれたのではないかなと思うのですけれども、逆に言うと富谷市14台しかないんだなというところで、黒行でも話になりますけれども、黒川郡の消防力強化というところが近年話題になっていまして、富谷市の消防署になりましたね、今度。そういったところで消防力を強化するということの割には、消防団はなかなか強化できないのかな、それが現実なのかなとも感じるところなのです。

やはり昔からあった分団を維持して、大衡村に10分団ある分団がこれからも存続して対応していくのに、軽トラックの部分がネックになるんだよというところであれば、先ほど言ったように、普通の軽トラックを赤くして、ある程度の装備をして配置するとか、そういったところもお考えになっているというところでは、非常に今後の消防団で話をする際の、こういう方法もあるようだよというところが検討できるのかなとすごく感じたところです。

ただ、やはり6分団のポンプ小屋は何とかしてあげたいなと。もう見るからに、本当に大風吹いたら倒れそうなところなんですよね。出入りも大変そうですし、ちょっと分館も離れたので、団員の皆さんが出でて車とめるところもない。軽トラックに乗せて現場に出るという場合にちょっと大変なのではないかな。であれば、分館の脇にそれなりのポンプ小屋をつくって対応できればと思いますので、そういったところも分団の方々とお話をしながら、また消防団の幹部会も、総務課長いつも出ていますので、そういった話を聞いていると思うので、今後の計画的なところ、来年すぐできるわけではなくても、年次的にこういった方向に今後消防団が進んでいきますよと。

団員も定員200名の中で、今160名ぐらいというところ、やはりいざというときにどれだけいるかで火事の現場に入れる方、数がその分変わってくるかなと。私も必ずしも現場に駆けつけられるわけでもないですし、これもやはり人が多くいれば、現場に行ける可能性が高くなるというところで、100%火事場に行くのが消防団でもないというところでいけば、みんなで防火活動また防災訓練なり、災害時に助け合うというところで、そういう団員が多ければ多いほど地域の治安もよくなるし、コミュニケーションもよくなるのではないかかなというところで、そういう形的なところ、装備的なところで、村では支援しているのですよと、だから皆さんも協力していただきたいのだというようなところを訴えていきたいと思いますので、その辺も含めてもう一度お話しitただければと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ただいまお話のとおり、第6分団の消防ポンプ小屋、小屋というと何かいかにも、すぐにも壊れそうな感じがするわけですが、今議員おっしゃるとおり大変老朽化しているということです。そういうところは、やはり早急に更新といいますか、建設といいますか、そういうことを視野に入れなければいけない。そして、更新する際に当たっては、議員仰せのとおりの例ええば軽消防自動車、そういうものがスムーズに入れるような設計に当然していかなければならないとは思っております。

本当に議員、先日の火災においてもいち早く駆けつけていただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第であります。のみならず、関係した団員の皆様方が本当に4時間半にも5時間にも及んだ消火活動、本当に大変なご苦労をかけたということ、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げさせていただきます。消防団員、現役のみならず、OBの皆さんにも本当にご協力いただいたということですから、本当にそういった意味で重ねて御礼を申し上げる次第であります。

先ほど申し上げましたように、当然フル規格の軽消防自動車が一番いいんだろうとは思いますけれども、それも含めて、あるいは先ほど私が申し上げたように、普通の軽自動車を着色して、いろんなあんどんなり回転灯の装備はつけたりしますけれども、150万円する可搬ポンプがありますから、そうすると大体300万円以内で、可搬ポンプを除けば150万円やそこらで、100万円から150万円ぐらいの間で一式そろうわけですから、可搬ポンプはありますから。だとすれば、それでも何とか対応できるのかな。それが10分団全部あったら、これも壮観ではないのかなと。フル規格が1台ぱつんとあるよりも、逆に大衡消防団のすばらしいあれにもなるのかなと思いながらいるわけですが、それはいずれそうである

かどうかということはさておいて、先ほど申し上げましたように、平成30年度に予算を組み込んで、予定ということでありますけれども、それが即平成30年度になるかどうかは別としましても、何らかの方策は考えていかなければならないと思っておりますので、どうかよろしくご理解ご協力をお願いしたいと思っております。

議長（細川運一君） 通告順4番、石川 敏君、登壇願います。

[1番 石川 敏君 登壇]

1番（石川 敏君） 私は、通告書のとおり、今回の一般質問、介護保険の取り組みについて質問いたします。

介護保険制度は、背景といたしまして、我が国の高齢化の進展に伴いまして、介護を必要とする高齢者の方が増加し、また介護を要する期間も長期化になってまいりました。そういうことから、介護のニーズがますます増大してきたという背景がございます。そうしたことから、従来の老人福祉あるいは老人医療制度、そのような対応では限界があるということで、高齢者の方の介護を社会全体で支え合う仕組みということで、新たな社会保険制度として介護保険というものが平成12年度にスタートいたしました。制度がスタートしてことしで18年目になります。この間も我が国の高齢化はより一層進展してまいりまして、今後もさらにこの高齢化が進んでいくものと思われます。介護保険の創設以来、さまざまな介護サービス、あるいは保険給付の内容、こういったものがこれまで何度か制度が改正されてきておりまして、今日に至ってきております。

介護保険の事業の実施主体、市町村でありますけれども、各市町村が高齢者への介護保険サービス事業としてどのような取り組み方をするか。あるいは、どのような施策、事業展開するかということが重要であると考えられます。介護保険サービスにはさまざまな種類が数多くございます。ですので、制度の中身については触れませんけれども、その中で介護予防の対策の取り組みの内容を主に質問をしたいと思っています。

まず、第1点目でありますけれども、従来、地域支援事業として行われてきました介護予防事業、これが新しい介護予防・日常生活支援総合事業ということで再編成されまして、これまで介護予防給付として行われてきました訪問介護あるいは通所介護、このサービスが介護保険制度から切り離されまして、それぞれの市町村の事業ということになっております。

大衡村におきましては、平成29年度から、今年度からこの介護保険、それから日常生活支援事業として取り組んでおりますけれども、現在まだ半年ぐらいしか経過しておりませ

んが、どんな事業の内容を展開しているのか。それから、その実施の体制はどのような体制で取り組み展開しているものか、伺いたいと思います。

従来、介護保険制度で行ってきたことを、村の事業に切りかわった後で、同じような事業をやっていると思いますけれども、切りかわったことによる課題、問題点というものがるものかどうか伺いたいと思います。

次に2点目としましては、介護保険料の件であります。

介護保険料は、市町村ごとに設定されておりまして、高齢者の人数、それから保険給付の費用、そういう見込みをもとに3年ごとに基準額の見直しが行われまして改定されております。

現在の大衡村の保険料におきましては、平成27年に改定されております。今現在の基準月額5,800円であります。従来は、平成26年度までの基準額は4,300円であります。1,500円、割合にして35%ぐらい大幅に保険料が上がっておられます。それだけ被保険者の方々の負担がふえております。来年、平成30年度から新たな第7期の介護保険計画の年度に入ります。それに伴いまして、介護保険料も見直し改定になると思います。来年度からの保険料の算定におきまして、どのような数値、根拠、積算の基礎に基づいて改定される予定なのか、伺いたいと思います。

それから、第3点目としましては、高齢化につきましては、これからもますます高くなっていくだろうと想定されます。このような中で、介護保険が地域全体で支え合うような保険制度としていくために、村としてはどのような仕組みとしてその介護を必要とする方々に対応していくものか。そして、さまざまな介護の需要に応える、提供するサービスの体制づくり、人的な体制づくり、組織づくり、村直営だけでは当然できませんので、そういう介護を業とする方々の連携といいますか、そういったことについてどのような基本的な考え方を取りこんでいくものか、そういうことにつきまして基本的な方針を伺うものであります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　石川　敏議員の一般質問にお答えをいたします。

介護保険事業の取り組みについてということですが、1点目のこれまでの介護予防や生活支援サービスが介護保険から切り離されたが、村においてはどのような事業内容や体制で展開しているのかということです。また、従来と比べて課題はあるのかと

いうご質問であります、平成26年度の制度改正により、7段階ある要介護度のうち、軽度の要支援1、2の方々の訪問介護と通所介護を保険給付から切り離し、介護予防・日常生活支援総合事業として市町村が提供することになりました。

本村では平成29年度から訪問型のホームヘルプサービスと通所型のデイサービス、はつらつ塾、そして元気アップ教室の3事業を実施しているところでございます。元気アップ教室、はつらつ塾、一般介護予防事業の介護予防リハビリ指導については、同一のリハビリ職が担当しており、相談や訪問、各種事業の場面で心身の機能低下が気になる方に対し、担当するリハビリ職が早期に対応できる体制となっておりますので、ほぼ順調に事業が展開できているのではないかと思っているところであります。

今後は、利用者増に伴う次年度の事業のあり方の検討や、来年4月から実施予定の認知症初期集中支援推進事業の実施体制を確保することが課題になると捉えております。

2点目の、次期改定における保険料設定の考え方はとのご質問でありますが、介護保険制度では公費負担、いわゆる税金が50%、40歳以上の方が負担する保険料が50%として財源を賄っているところでありますが、介護保険料は3年ごとに見直すということになっており、本村の平成27年の介護保険料改定で、基準月額が4,300円から34.9%増の月額5,800円と大幅な上昇改定となりました。これについてはそのとおりでございます。

しかしながら、介護保険料が上昇した要因といたしましては、1号被保険者の負担割合が21%から22%に上がったことと、65歳以上の被保険者数の増加に伴い、要介護認定者がふえ、介護サービス給付額が増加したことによるものでございます。

今後、第7期介護保険事業計画策定の中で、平成30年度から平成32年度までの3カ年の給付額を見込んだ上で保険料を積算することになりますが、積算方法は定められておりますので、それらをもとに適正な積算に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、地域全体で支え合う仕組みや体制づくりはどのように考えるのかというご質問でございますが、住みなれた場所でいつまでも生活したいとの希望は、誰もが持つ願いでございます。独居世帯や夫婦2人世帯の高齢者が増加している中で、本村でも家族支援が困難な高齢者が増加しております。少し体が弱くなった状態であっても、ちょっとした支援があれば、十分に自立した生活を送ることが可能であります。地域住民がお互いさまの感覚で始まる支え合い体制が、今後一層重要になると考えております。この点は、議員も同じ認識だと思っているところであります。支え合う仕組みや体制づくりは、行政がつくるものではなく、住民同士の自然なつき合い、そんな中から始まり、昔なじみのご近所

づき合いの延長であると考えられます。また、支える側も介護予防の観点から、お互いに元気であり続けられるよい効果が得られると言われておりますので、まずは住民の方々とともに、これから介護のあり方を学び、大衡村の人と人とのつながりを再認識しながら、第7期介護保険事業計画策定に取り組みたいと考えているところでございます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時10分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川 敏君。

1番（石川 敏君） 介護保険制度、非常に中身が複雑で難しい内容ですけれども、基本的な取り組み方について質問を続けていきたいと思っています。

まず、現状の確認から入りたいと思うのですけれども、今現在の大衡村における介護保険の被保険者数、第1号、第2号がありますけれども、基本的に第1号の被保険者数の人数、それから介護認定を受けている方の人数、要介護1、2と、あと介護1から5までの段階がありますけれども、それらの認定を受けている方々の人数、現状でどの程度の人数になっているものか、まず最初にそれから伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいま議員仰せのとおり、大変難しいといいますか、介護保険の仕組みは複雑であります。今ご質問のあった、今大衡村に1号被保険者は何名いるのか、そして認定者が何人かということではありますが、平成28年度でお答えさせていただきたいと思いますが、平成28年度の1号被保険者数は1,521名であります。そのうち、認定者数が320名であります。そして、居宅等の受給者数は224名となっておりまして、それ以外といいますか、施設に入っている人が55名ということに相なっている次第であります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 第1号被保険者、65歳以上の方々でありますけれども、1,521名、平成28年度末ですね。多分今現在はもう少しふえているのだろうと思うわけですけれども、その中で認定を受けている方が320名。そうしますと、実際の認定率は、割ればわかるのですが、20%ぐらいですかね。20%強ですかね。そのぐらいの人数になるのかなと思います

けれども、この辺のここ何年かの推移といいますか、状況というのはどうなのでしょうか。認定の状況の伸びといいますか、人数の推移といるのは上がっているものか、どうなのか、その辺の状況をまずもう1回お伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えいたします。この手元の資料によりますと、平成19年から28年度までありますけれども、まずもって平成24年度が245人でした、認定者数が。今320人ということでありますから、平成24年度が245人、平成25年度が252人、平成26年度が278人、そして平成27年度に300の大台に乗りまして317人であります。そして、平成28年度が320人ということであります。

議長（細川運一君）　　石川　敏君。

1番（石川　敏君）　　今報告ありました人数のとおり、年々上昇しているわけであります。それに伴いまして、当然介護保険のいろんなサービスを受けている方、増加している状況には変わりないと思います。

それで、最初の答弁にありました、その中で要支援1、2の方々の訪問介護と通所介護、これが平成27年から実質切りかわると制度上なっているようですが、大衡村では平成29年度からそれを切りかえたという内容のようですが、ホームヘルプサービス、それからデイサービス、はつらつ塾、あと元気アップ教室、このような事業をなさっていますけれども、これらの事業について、どの程度の方々が受けておられるのか、参加されておられるのか、状況はどうなのでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そういう資料、ちょっと私今持ち合わせていませんが、それは健康福祉課長から説明をさせますけれども、介護保険料の推移、先ほどもありましたけれども、大衡村ではどの程度の水準なのかなと比較してみると、近隣では大和町が5,840円であります。大衡村が5,800円ということで、大和町とやや同じぐらいということですが、黒川郡で一番高いのは大郷町であります。6,500円であります。富谷市は高齢化率も少ないということで5,590円という推移になっておりまして、大衡村が特別高いという認識は、私は持っていないところであります。

では、詳細については健康福祉課長から答弁いたさせます。

議長（細川運一君）　　健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）　　まず、現行の総合事業等の実施状況のご質問でございますが、現

行相当サービスでありますデイサービス、通所介護につきましては、現在3、4名程度ということでございます。

今年度から総合事業として開始しましたはつらつ塾でございますが、こちらは社会福祉法人に委託した事業でございまして、定員15名でございますけれども、現在11名程度の利用となってございます。

そして、平成27年度からモデル事業として実施しております元気アップ教室でございますが、こちらは定員10名に対しまして、現在利用されている方が9名程度となってございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） これらの事業を社会福祉法人に委託ということだと思うのですけれども、どちらの法人に委託されているのか、お尋ねします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 健康福祉課長から答弁いたさせます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 地元の社会福祉法人永楽会でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） ただいまお伺いした人数、参加者、定員に対してほぼ定員に近いような方々が参加されているということで、それなりの効果といいますか、できているのかなと感じるわけであります。

それからあと、従来から介護予防的な事業で、一般介護予防事業ということでいきいきサロンなどもやっているわけですけれども、それらについての実施の状況もお伺いいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 一般介護事業として実施しております生き生きサロンでございますが、現在のところ、3地区合同でやっているということで実施してございます。その地区ごとに参加される方々ばらばらでございまして、10名から20名程度ということばらつきがございます。

脳トレ練習教室につきましては、平成27年度から実施しております、こちらは10名程度がご利用されております。あと、同じく平成27年度から実施しております介護予防リハビリ指導員につきましては、2名の方が利用されてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 個別の事業のいろんな参加状況、福祉課長からお答え頂戴しましたけれども、実際に事業を実施している担当課としての感想といいますか、事業に対する今までの継続で長年やっていた事業の状況、それに対する参加者の状況、年齢層とか、そういうしたものについて、あくまでも介護予防という観点から見た場合に、住民の方々の予防対策といいますか、そういう役立ち方としては、どのように感じておられるか、担当課としての考えをまずお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） まず、介護予防事業の生き生きサロン、脳トレ楽習、介護予防リハビリ指導につきまして、課としての考え方といいますか、そういったご質問でございますが、生き生きサロンにつきましては、従来各地区ごとに実施しております、近年なかなか参加される方が少なくなってきたということで、地区合同で現在実施しております。この事業につきましては、一般高齢者対策ということで、65歳以上であればどなたでもご参加できる事業となってございまして、これも従来から参加されている方がいらっしゃるのですけれども、近年新たに参加される方が少ないということで、利用者数がそれほど伸びないということでございます。けれども、この事業につきましては、それぞれ地区ごとで開催いたしますので、その地区の皆さんのが集まって、話し合いとか運動とかいろいろやっておられますので、それが生きがい対策になっているのかなと思ってございます。

脳トレ楽習につきましては、認知症予防対策ということで実施しております、こちらも平成27年度から継続的に実施しております、参加された方々につきましては、やってよかったというご意見もいただいているところでございます。

あと、介護予防リハビリ指導につきましては、理学療法士会から派遣いただいております理学療法士がご自宅を訪問してリハビリ指導するということでございまして、こちらも運動機能の低下に改善が見られているというようなお話をいただいてございます。

現在実施しております総合事業のうち、まずはつらつ塾ですけれども、こちらは要支援1、2に該当されている方、あとは基本チェックリストで該当された方にご案内してご参加をいただいているところですけれども、現在、先ほどお話ししたとおり、15名定員のところを11人程度の利用となってございます。こちらも今年度、先ほどお話ししたように委託事業で実施してございまして、参加されている方々につきましては、その事業の効果といいますか、いい事業であるというお話も、楽しみにしているというご意見をいただいて

いるところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） さまざま多くの事業を展開しているわけですけれども、一般住民の方から見て、どの程度認識されているのかなという観点から考えると、余り数多くの人は知らないような事業の内容も多いのではないのかなと私自身感ずるのですけれども、介護にならないために予防のいろんな対策をやっているわけですので、やはり元気な皆さんがこういった事業により多く参加して、介護予防するのに役立っていただくという取り組みは、大変大切なことだと思うのです。

そこで、もう少しいろんなこういった予防事業の取り組み、住民の方々への周知の仕方、方法、どのような内容でやっているかあれですけれども、その辺の取り組みがもう少し図られたほうが、より認識されるのではないかという感じかするのでしょうかけれども、どうでしょうかね、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この取り組みは、一般の高齢者であっても健常的に生活を送られている人には認知度が少ないのではないかと、当然それはそのとおりでございます。実はけさも年金受給者友の会のグラウンドゴルフ大会というものがありまして、朝にご挨拶をしてまいりました。その際にも、93歳になった人が最高齢でおられましたけれども、そういう方々にとっては、全くこの村でやっているこういうものに参加する必要のないと言ったらちょっと語弊がありますけれども、そういう方々でありまして、そういう方々がいっぱい日常活躍されているという姿を見て、私もほっとしたところでしたが、そういう観点から、一般に村として健常でいらっしゃる方に、こういうものありますから来てください、ああいうものありますから来てくださいという、そんなご案内はしないんだろうと思っております。したがいまして、そういう方々には認知度が少ない。

しかしながら、やはりそういう不自由な体なりを抱えておられる方にとっては、もし知らない人がいるのであれば、あるいは行きたくても何らかの形で行けないような人たちにとっては、我々も課を通じてアプローチをして、ぜひ参加を促すというようなことも必要なのかなと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） やっぱり介護を必要とするような事態になって初めていろんなサービスの内容というのを、こういうのもやっていただける、こういうのもあるというのは、初めて

そのときわかるのです。家族なり何なりがそういう場面に遭わないと、なかなか認識が難しい、低いということが現実ありますので、やっぱりそれ以前にいろんな方法をとって、介護保険のサービスの内容なり何なり、あるいは予防のためのいろんな政策、施策なりをいろんな場面を通して住民の方々に、難しい問題ですけれども、そういう努力をやっていただきたいと思うわけです。それがひいては、介護保険予算の全体、保険料の給付にもかかわってくることですので、ぜひそういう部分でも力を入れてやっていただきたいと思うわけであります。

次に、2点目の保険料についてお尋ねします。

保険料、最初の答弁でありまして、今現在の基準の額、月額5,800円です。従前は4,300円で、大幅に改定額が上がったという状況であります。これも県内の状況をちょっと私も調べてみました。県内全部で35市町村あります。それぞれの市町村で保険料の月額がまちまちです。高いところ、低いところ、いろいろあります。県内の平均額が5,451円、今現在です。改定前の従来の平均額が4,846円という金額になっています。600円ほど上がっています、平均額で。ですから、大衡村についてはそれ以上に上がったということでありまして、5,800円という金額は上位から9番目です。高いほうのランクに入ります。この辺の要因についてはいろいろあるのですけれども、やはりそれだけ大幅に上がったということは、被保険者の負担に当然なってくるわけでありまして、介護保険料、1号被保険者のみならず2号被保険者、国保税の算定基礎にも介護保険のが含まれていますよね。ですので、そちらも当然上がってきているのだろうと思うのですけれども、そういう部分では、今現在の改定額、見通しでこの金額にしたと思うのですけれども、その辺の背景、わかればまずお伺いしたいと思います。どういう積算基礎で1,500円上がって、5,800円となったものか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 現在の介護保険計画、第6期計画でございます。第5期から第6期に介護保険料が改定になった際に1,500円の上昇改正となつたものでございます。

この算定の仕方につきましては、先ほど村長答弁いたしましたとおり、今後3年間の給付見込額を保険者数で割り込んで12カ月で割った金額が1人当たりの基準額の保険料月額となつてございます。この際、第6期計画の保険給付見込み額ですね。これが13億5,600万円を見込んでございます。そして、このほかに施設入所者の住居費、食費の給付補足ということでございますけれども、こちらが6,400万円ほど、あと高額介護サービス

が3,200万円ほど。あとは、地域支援事業として4,700万円を見込みまして、その給付が3年間で13億5,600万円。これを保険者数、3年間の所得段階の補正を加えた被保険者数が4,285人でございます。その割り込んだ数が7万107円となりまして、それを12カ月で割りますと5,842円となりましたので、5,800円という保険料設定にさせていただいたということをございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 課長のほうから、現在の保険料の基準額の算定の基礎といいますか、根拠、いろいろお話出たのですけれども、平成27年、平成28年、2カ年経過して、ことしが3年目になるわけですけれども、実際の保険給付額あるいは被保険者の人数、その負担、保険料の負担の状況とか、そういうものは見込みと比較して、今現在の2年間の推移というのは、大体見込みどおりいっているものか、あるいはちょっと違う部分があるのかどうか、その辺の状況はどうなのでしょう。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 現在、第6期計画、平成27年度、平成28年度が経過してございまして、平成29年も約半年近くなろうかという中で、保険給付の実績を見ますと、平成27年、平成28年と現時点での給付実績を今後、来年3月部分まで見込んだ際に、先ほどお話ししたとおりの、保険給付全体としては、給付見込み額とほぼ近い計画値だなと私は見てございます。ただ、保険給付見込みの中で、居宅サービスの分と施設サービスの給付費が若干逆転はしておりますが、総給付費ではほぼ計画どおりと思ってございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 現在の状況、大体ほぼ計画見込みどおりの状況だということですけれども、保険料につきましては、介護保険の財源ですね。公費半分、保険料半分、基本的な割合も決まっています。さらに、保険料についても1号被保険者、2号被保険者、その割合も決まっています。ですから、制度上、計算の根拠は同じといいますか、決まっているわけで、それによってどの程度の対象となる人数を掛ければ出るわけです。それを介護保険の給付全体でどのぐらいかかるか。それを人数で割ったのが1人当たりの保険料になってくるのですけれども、ですから給付額が幾らかかるか、それをいかにして上昇しないように抑えていくかという取り組みが、やっぱり一番重要ではないかと思うのです。

当然対象者、人数はふえていきますよね。今の65歳以上の方々は団塊の世代、我々もそうですけれども、ふえていますので、将来何年かにわたってふえていくことは予想されま

すので、いかにして給付額の上昇を抑えるかという取り組みが、やっぱり一番大事なのかなと。単純にこのぐらいかかるから、保険料もそれに見合って積算して、何千何百円でいいやということではないと思うのです。ですので、来年度以降、どのような考え方で、既に作業体制に入っているかどうかはわかりませんけれども、そういうことで実際今の金額、ベースになるかなと思うのですけれども、ある程度試算に入っているものかどうか、どうなんでしょうか、その辺の現状は。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 介護保険料の算定につきましては、先ほど村長の答弁の中にもありましたとおりでございます。

その中で、来年度以降の第7期計画におきましては、65歳以上の1号被保険者の負担割合が22%から23%、1%上昇するというような制度改正となってございます。逆に、40歳から64歳未満の2号被保険者が28%から27%に1%ダウンするというような制度の見込みでございます。この中で、1号被保険者が1%上昇するということで、平成28年度の保険給付費4億5,600万円の1%ですので456万円、これを1号被保険者1,521人で割って12カ月で割ると、単純計算で250円上昇するというようなことでございます。

このほかに、国におきましては介護報酬の単価の改定というのもありますので、この上昇幅が幾らになるのかによって、サービス給付費がどの程度上がるのかということも今後国から示される予定ですので、それに基づいて試算しなければならないところでございますので、現在におきましては、過去の給付実績から、今後の認定者数、受給者数がどの程度伸びるのかというものを、現在推移を設定するということで、試算をこれから始めるということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 保険料については今から試算ということのようですが、負担の割合の変更によって、もう既にその時点で250円ぐらい上がる見通しだと、現状でもですね。そういうふうになってくると、6,000円台になるのかなという感じがしますけれども、これはあくまでも基準の額なんですよね。保険料の段階、第1段階から9段階まであります。その真ん中の基準額が5,800円なんです。これも所得に応じて、低い方は0.45です。月額2,610円ですかね。所得に応じてだんだん高くなっています。最高の方で1.7倍です。月額9,860円、1万円弱です。このように同じ保険料といつても差があります。収入のある方はそれなりに負担割合が高くなっていくのはやむを得ないですけれども、やはり個人、個

人によってこのように3点何倍ですかね、かなりの差があります。

サービス提供を受けるほうも自己負担、今2割ですかね。これも所得によって、あるいは3割という話も多分出ているのですよね。上がる予想が、制度上ですね。ですので、保険料の金額については、そういう状況も照らし合わせて、なるたけ被保険者の負担がそんなに急激に上昇しないような仕方が大切だと思うのです。そういうことで村長、どのように考えますか。その辺のやり方について基本的な認識、考え方をまずお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まずもって議員おっしゃるとおりでありますと、これは基準額でありますから、所得等々あるいは生保なりいろいろあるわけでありますけれども、そのいかんによって保険料も大分差が出てくると、おっしゃるとおりであります。

それをいかに抑えるかというようなお話でありますと、大衡村では過去に4,300円から5,800円に上げたときに、その前の段階では3,800円から4,300円に上げたんです。500円上げたのです、そのとき。ほかの町村では1,000円ぐらい上げたのですが、大衡村は500円しか上げなかつたということで、今回その反動というわけではありませんけれども、1,500円となったわけでありますと、これは3カ年の決算をならしての過不足を調整する意味もありますと、今回1,500円という話になったのですが、さらにこれも他町村から見れば、近隣から見れば、そんなに大きな額ではありません。標準的な額でありますと、ただ、高いほうから見て9番目だというのも事実であります。そういうことは真摯に受けとめたいと思いますということを申し上げながら、ではどうしたら上昇を抑えられるのかなと考えてみたときに、やはりこのはつらつ塾なり、あるいは元気アップ教室なり、そういう寝たきりにならないとか、あるいは介護保険を使用するようにならないとか、地域の支え合い、そういうものをやはり皆さんとともに重視して、介護保険料の上昇等にも、あるいは個人の健康増進にもぜひ努めてまいられればなど、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君）　　石川　敏君。

1番（石川　敏君）　　介護保険の年々ふえている状況は、やむを得ない側面も当然あります。ありますけれども、やっぱり考えられるような対策、施策に取り組んで、いろいろな面でやっていただければと思うわけであります。保険料についても同じでございます。

それから、次の3番目、支え合う体制、仕組みづくりの中で、最初の答弁では地域住民で支え合う体制づくり、お互いさまの感覚でやる支え合う体制づくりという答弁をされて

おりますけれども、具体的にはどんな対応策を考えておられるのか、その辺ございましたらお願ひいたします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　まずもって孤立しないと、孤立させないと、そういったことが必要ではないかなと思います。幾ら健康であっても地域住民の中で孤立をしていれば、いずれ心も体も悪くなるといいますか、元気がなくなるということありますから、まずみんなで、例えば先ほども申し上げました。ゲートボールやら何でもいいでしょう。例えばカラオケやら、何でもいいです。サークルあるいはお茶飲み会、そういったものを常々皆さんで気軽に出来るような世間づき合いといいますか、近所づき合い、そういったものが大事になってくるのかなと思っております。そういうことを通じて、病気にならないというのもちょっと変ですが、元気でいつまでもいられるというような環境を醸成していけたらいいのかなと、こんなふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君）　石川　敏君。

1番（石川　敏君）　認識、意識としては孤立しない、させない、そういうご近所としてのつき合いを大切に、それはわかるのですけれども、具体的に介護を支える側の体制ですね。介護を担う体制側。今はほとんど社会福祉法人、いろんな事業者、事業所がありますけれども、その辺の支える側の組織体制づくり、村としてのかかわり方、どのように考えておられるか。村内にもいろんな事業所がありますし、村外にもあります。大衡村の人もよそに行ったり、いろんなそういう施設サービスも利用なさっていますので、そういう事業所、介護を支える側の組織体制との連携の仕方について、村長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　介護保険料、高い自治体の9番目だと、上位のほうだということで、関連的にそういうことでお話をされておられるようですが、低ければ低いほど経済的にはいいのでしょうかけれども、高いということは、裏を返せば、皆さんがそれぞれにそういうサービスを十分に受けておられると、なので高くなっていると、裏を返せばそういうふうにもとれるわけでありまして、大衡村にはいろんな福祉施設が充実しております。そんな中で、入所待機とか、そういう問題も余り聞かないわけです。ほとんどの人がそういう施設に待機じゃなくて入っておられる。これが、保険料だけをとってみれば悪いかもしれません、やはり住民の皆さんから見れば、そういう方々から見れば、十分に

公平に介護サービスが受けられている。そのために、もちろん高くはなっているのですが、それをだからだめなんだと捉えるか、高福祉・高負担と捉えるか、その辺の問題だと私は思っております。皆さんには、本当に幸せにそういったところを利用されているのだなというふうにも、裏を返せばとられるということで私は認識しているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 介護保険料、別に高いからどうのこうのと言うつもりはありません、私としては。それだけ介護を必要とする方々にとっては、なくてはならない保険制度であります、今の時代では。ですから、そういった方々に対する介護サービスについては、やっぱりきめ細かなそういう対応の仕方、ぜひ望むわけであります。のために、それなりの負担はやむを得ないと思います。保険料もそうですし、利用者負担もそれなりにそれはそれとしてですね。ですから、それにかかる部分について、やっぱり住民の方々にもっと認識を持っていただくような働きかけなりが必要ではないのかなと思います。

来年度以降、今度第7期の介護保険事業計画に入ります。ですから、いろんな状況を含めて、次期の保険計画策定に当たっていただきたいと思います。そういうことで、最後に村長、それから担当課長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） ご意見のとおりでございます。村長の答弁の中にもありましたとおり、第7期介護保険事業計画につきましては、適正に試算をして、その給付費を見込んで保険料を設定したいということでございますし、先ほどの総合事業の話と支え合いの話でございますけれども、これにつきましては、国において2025年問題、いわゆる団塊の世代の方々が75歳を迎えるので、そのときの介護保険料の試算を国では出しております。これが8,000円ぐらいになるだろうということと、国の負担も当然ふえますので、介護保険制度そのもの自体が持たないのでないかということで、その制度の持続可能性についていろいろ制度改正をしているということでございますので、それらの方針にも従って、いろいろ計画の策定に反映していきたいと思ってございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたとおり、やっぱり住みなれた場所でいつまでも生活したいと、それが誰もが持つ夢ではないかなと。ついの住みかと申しますし、終活の場とも申しますけれども、やはり自分の家、自分の家庭、そういったところでということを皆さんのが思っているのではないのかなと思いながら、そのために我々もこういったデイサ

ービスやら、ホームヘルプサービス、あるいははつらつ塾、元気アップ教室等々の介護予防の指導、そういういたものを通して、我々世代以上の方々も含めて、元気にいつまでも暮らしていきたい、そういう願いを持っているところであります。先ほど申し上げましたように、皆さんのが今待機をしている、保育所だけではありません。こういった老人介護の現場でも待機というような話を聞きますけれども、大衡村ではそういった言葉が余り、余りですよ、全然とは言いませんが、やはりこういった施設が充実しているということもあります。皆さんそれぞれに幸せな日常を過ごしていただいているのかなということありますので、そのように認識しております。以上であります。

議長（細川運一君）　ここでお諮りいたします。

本日の一般質問を終わりとし、引き続きあしたも一般質問を続けることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

午後3時57分　散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員